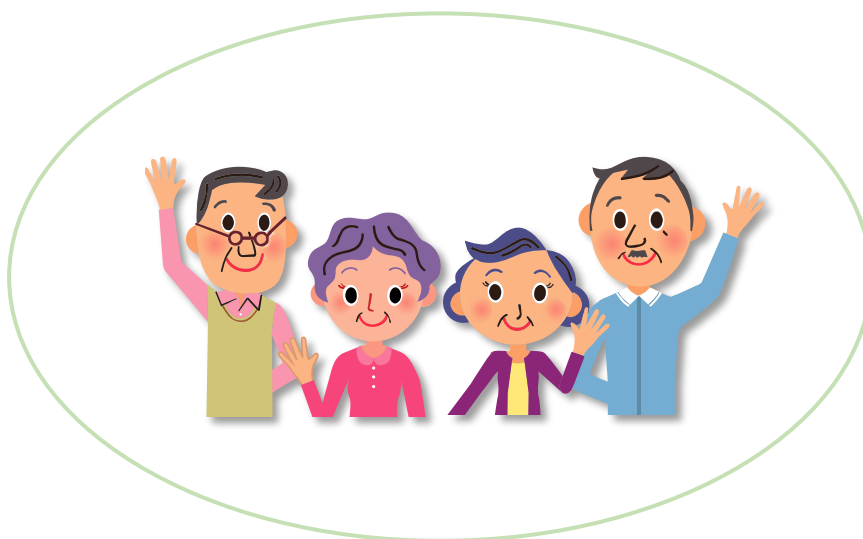




第7次寒川町高齢者保健福祉計画 (介護保険事業計画)

平成30年度～32年度



平成30年3月



寒川町

はじめに

わが国の高齢者人口は 3,500 万人を超え、65 歳以上高齢化率は 30% に近づきつつあります。寒川町の高齢化率も平成 30 年（2018 年）3 月には 26.4% となりました。全国的には約 800 万人にのぼる「団塊の世代」が 75 歳以上となる 2025 年に高齢化率が 30% になるという推計もあり、今後は医療や介護の需要がさらに増加していくと考えられており、そういった社会状況に対応するための施策が求められています。



寒川町においても、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活をするため、「地域包括ケアシステム」を重点施策として進めてまいりました。

第 7 次高齢者保健福祉計画においても「健やかさと やすらぎを はぐくむまち さむかわ」を引き続き基本理念とし、2025 年を見据え、寒川町の状況に合った地域包括ケアシステムが構築できるように、介護保険サービスの適切な運用、高齢福祉サービスの充実など、高齢者が生涯にわたっていきいきと暮らせるための施策を推進してまいります。

寒川町にとって、今期間の 3 年間は、今後の高齢者に対する施策を推進するための大事な時期になると考えております。そのため、町民の皆さまをはじめ、事業者、関係機関、関係団体各位のご理解とご協力が不可欠です。町としても、全力を尽くしてまいりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

終わりに、本計画の策定にあたり貴重なご意見、ご提案を賜りました寒川町高齢者保健福祉計画見直し検討委員会委員の皆さまをはじめ、アンケート調査や事業所調査ご協力くださいました町民の皆さまならびに関係各位に、厚くお礼申し上げます。

寒川町長 木村 俊雄



目 次



第1章 計画の策定にあたって

1	計画策定の目的と背景	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の期間	3
4	日常生活圏域の設定	4
5	地域包括ケアシステムについて	5
6	計画の策定体制	6

第2章 高齢者の現状と見通し

1	高齢者の状況	8
2	日常生活圏域ニーズ調査等の結果	11
3	介護保険事業の給付実績	19

第3章 計画の基本的な考え方

1	計画の基本理念	21
2	基本目標	22
3	施策の体系	23

第4章 施策の展開

1	地域包括ケアシステムの充実	24
2	健康保持・介護予防の推進	29
3	高齢者の地域生活支援の充実	32
4	高齢者の社会参加の推進	36
5	介護保険サービスの適切な運営	37

第5章 介護サービスなどの見込み量の算定

1	介護保険事業の対象者数の推計	47
2	介護保険サービス等の見込み	48
3	介護保険給付費見込み額の推計	59
4	介護保険料	62
5	支払い負担の軽減	66
6	支払い負担の公平化	63

第6章 計画の推進体制

1 関係機関等との連携	70
2 計画の進行管理及び評価	70

資料編

1 寒川町高齢者保健福祉計画等見直し検討委員会設置要綱	71
2 寒川町高齢者保健福祉計画等見直し検討委員会委員名簿	73
3 寒川町高齢者保健福祉計画等見直し検討委員会開催状況	74

※ 平成 29 年度の数値は見込み値です。



計画の策定にあたって

1 計画策定の目的と背景

(1) 計画の目的

この計画は、寒川町にお住まいの高齢者が、安心して暮らすことができるように、高齢者に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図ることを目的としています。本計画は、本町における高齢者保健福祉・介護施策の基本的な方針を示すものです。

(2) 計画策定の背景

わが国の高齢者人口（65 歳以上人口）は近年一貫して増加を続けており、平成 27 年の国勢調査では高齢化率は 26.6%となっています。本町でも、平成 27 年に団塊の世代が 65 歳を迎えた以降も高齢者人口は増加しており、今後も高齢化が進行し、特に後期高齢者が急増すると予測されます。こうした、高齢化の急速な進行に伴い、地域社会でも高齢者をめぐるさまざまな問題が浮上してくる考えられます。

町では、そうした状況を見据え高齢者施策の基本指針となる「寒川町高齢者保健福祉計画」を策定し、3 年ごとに状況を見ながら改定を行っております。特に、第 6 次計画期間では住み慣れた地域において継続して生活するための地域包括ケアシステムの構築を目指し、医療と介護の連携推進、認知症施策、生活支援・介護予防サービスの基盤整備などの重点課題について取り組んでまいりました。

一人暮らし高齢者・高齢者のみの世帯の増加や孤立化、認知症高齢者の増加、介護する家族の負担増やそれに伴う離職の増加、高齢者虐待の危険性など、支援を必要とする住民の多様で複合的な課題への対応がますます課題となっていくと考えております。高齢者を取り巻く環境が目まぐるしく変化していくなかで、住民や福祉関係者による現状把握と関係機関との連携等により、それらの課題に対応していくため、地域包括ケアシステムを深化・推進していく取り組みを実施していきます。

こうした動向を踏まえ、「第 6 次寒川町高齢者保健福祉計画」（平成 27 年度～29 年度）の計画期間が終了することから、新たに計画を見直し、「第 7 次寒川町高齢者保健福祉計画」（平成 30 年度～32 年度）を策定します。

2 計画の位置づけ

(1) 計画の位置づけ

高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第20条の8に基づくもので、高齢者の福祉の増進を図るために定める計画です。介護保険事業計画は、介護保険法第117条に基づき、町が行う介護保険事業の円滑な実施に関する計画です。

本計画は両計画を一体的に定め、高齢者全体の保健・福祉・医療の施策全般を一体的に策定するものです。

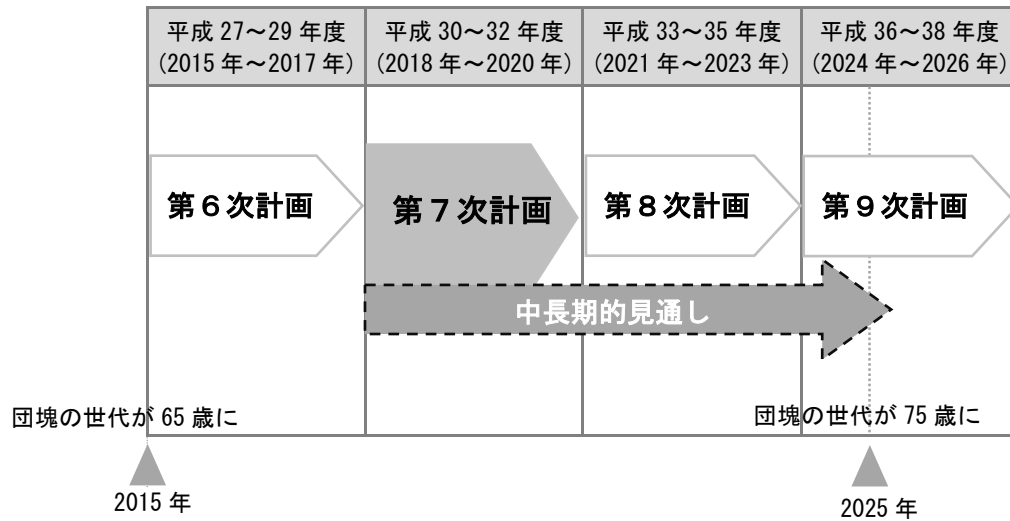
また、この計画は、国、県等の関連計画と連携を図るとともに、本町の上位計画である「寒川町総合計画 さむかわ 2020 プラン」を基本とするとともに、寒川町みんなの地域福祉つながりプラン等の個別計画と連携が保たれた計画とします。



3 計画の期間

本計画の対象期間は、平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 年間とします。

前計画から引き続き、団塊の世代が 75 歳になる 2025 年(平成 37 年)までに地域包括ケアシステムの構築が終えられるよう、中長期的視点に立った計画を策定します。



4 日常生活圏域の設定

(1) 日常生活圏域の設定

高齢者が家族・友人あるいは地域とのつながりを失うことなく生活続けることができるよう、介護保険事業計画では、「日常生活圏域」を設定することになっています。

この日常生活圏域は、市町村が、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、公的介護施設等の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域とされており、日常生活圏域を単位として、高齢者が必要とするサービス提供基盤整備計画の検討や「地域密着型サービス」の需給見込みの検討、地域包括支援センターの設置等を行うことになります。

本町は東西 2.9 km、南北 5.5 kmと町域が狭く、河川等地理的条件によって生活圏が分断されているというような状況にはなく、また、町の高齢化率が全国と比べて低く、日常生活圏域を複数設定する必然性は低いものと考えられることから、町内全域を1つの日常生活圏域としてきました。

本計画においても、本町の日常生活圏域は、引き続き町内全域を1つの日常生活圏域とします。

(2) 地域包括支援センター

地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れたまちのなかでその人らしく生活できるように介護や福祉についての総合的な相談を行っている機関です。

介護（主任ケアマネジャー）、福祉（社会福祉士）、保健（保健師）の専門職がチームになって、町や地域の医療機関、介護（介護予防）サービス事業者、地域住民等と協力しながら、高齢者を支援しています。

本町では、町内全域を1つの日常生活圏域として地域包括支援センターを1か所設置しています。地域包括支援センターは、地域住民に最も身近な高齢者施策に関する総合的窓口として地域包括ケアシステムの推進にあたり重要な位置を占めており、今後もその機能の充実と活動の周知を行っていきます。

また、高齢者の増加に伴う相談等のニーズの高まりに対応するため、第6次期間で人員増を行ってきました。第7次期間で、地域包括支援センターの出張所（ランチ）の設置等を検討していきます。

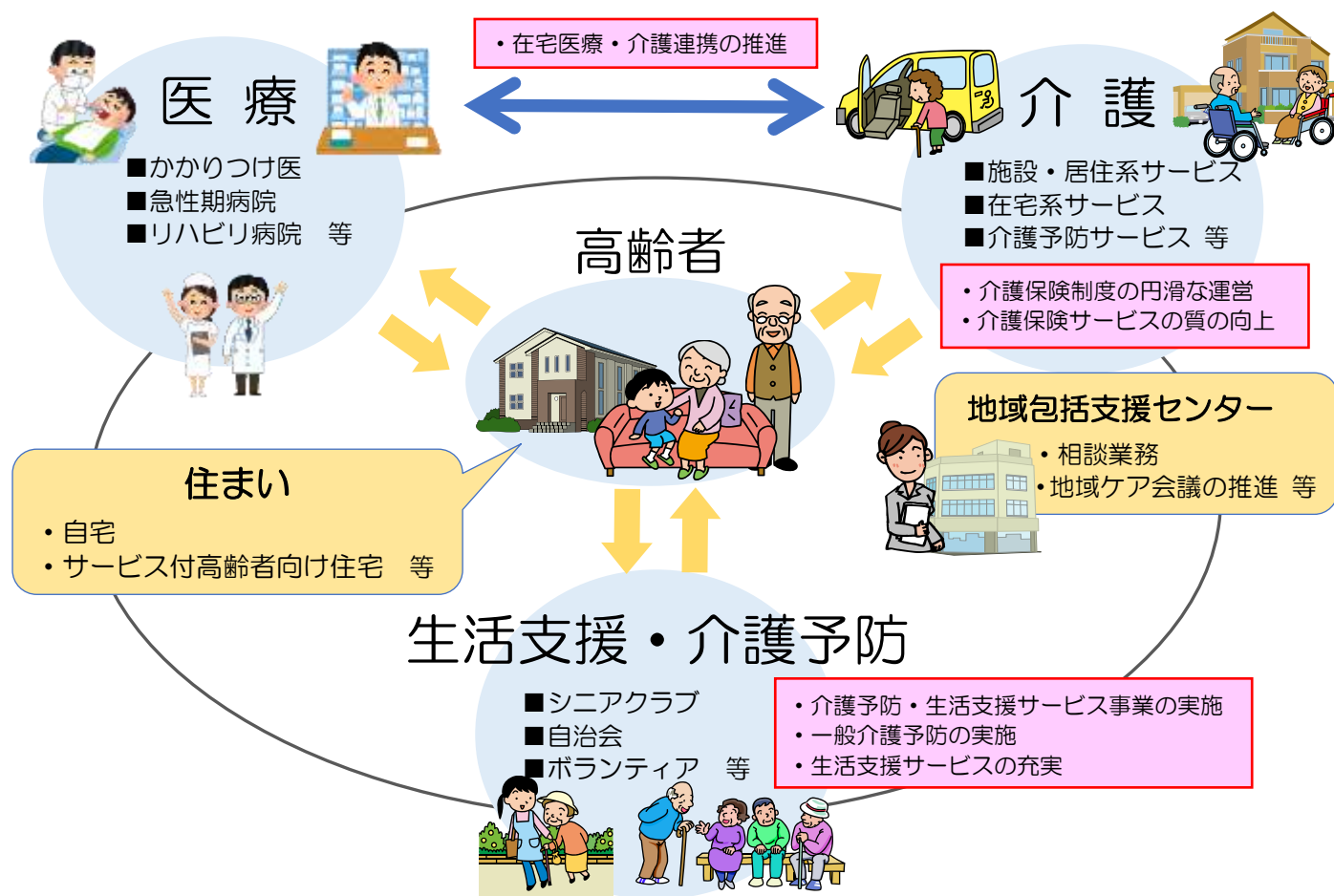
5 地域包括ケアシステムについて

わが国では、平成37年（2025年）を目途に、介護が必要になっても、認知症になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるように、各市町村がそれぞれに地域包括ケアシステムの構築の実現を目指しています。

高齢化の進行に伴い、高齢者をめぐるさまざまな問題が地域社会で生じている中、一人暮らし高齢者や認知症高齢者など、支援を必要とする高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止や、介護保険制度の持続可能性を確保するうえでも、地域包括ケアシステムの深化・推進が求められます。

地域包括ケアシステムの構築を進めるには、自分のできることを自分でする「自助」や、制度や公的な扶助によって行われる「共助」「公助」だけではなく、地域住民などによる助け合い、見守りといった「互助」の視点が欠かせないものとなります。そのために、本町で活動している社会福祉協議会、民生委員児童委員、福祉・医療・保健関係者などの関係機関、団体、自治会などの地域、行政が協力し、地域包括ケアシステムが深化するように進めていきます。第7次計画期間においては、第6次計画期間に開始したそれぞれの取り組みを、より充実させ相互連携ができるように進めていきます。

図 地域包括ケアシステムのイメージ



6 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、町民の意見を反映するための機会をもうけ、幅広い意見を聴きながら策定しました。

① 検討委員会の整備

本計画の策定にあたり、寒川町高齢者保健福祉計画等見直し検討委員会を通じて、協議・検討を行いました。委員の構成については、幅広い意見を集約するため、学識経験者のほかに町民、医療・保健・福祉分野の関係者、地域団体代表者等から選考しました。なお、計画策定にあたり、関係各課等からの意見や情報の集約、高齢者保健福祉向上のための協力体制の強化等を目的として、必要に応じて各課担当者との打ち合わせや調整を随時行いました。

② 実態調査の実施

65 歳以上の町民に対しては、国の示す日常生活圏域ニーズ調査を行い、55 歳～64 歳（セカンドライフ予備群）に対しては寒川町独自の調査を行いました。町民の生活状況や高齢者施策に対する意見等を把握し、今後の施策等を検討するための基礎資料として活用することを目的としました。調査方法は郵送配布・郵送回収、無記名方式で行いました。

名 称	調査対象	配布数	有効回答率
日常生活圏域ニーズ調査	平成 28 年 12 月 1 日現在で 65 歳以上となる方の中から、要介護の認定を受けていない町民 500 人	500 人 無作為抽出	64.6%
セカンドライフ予備群調査	平成 28 年 12 月 1 日現在で 55 歳から 64 歳までの町民 250 人	250 人 無作為抽出	49.2%

③ 寒川町高齢者保健福祉計画等見直し検討委員会への町民参加・審議会の公開

会議の開催に際し、希望する町民に対しては傍聴定員の範囲内で傍聴を認めるとともに、会議の議事録や資料をホームページに掲載しました。

④ パブリックコメントの実施

平成 29 年 12 月に、「寒川町第 7 次高齢者保健福祉計画案」について、町施設での閲覧やホームページへの掲載を行い、案に対する意見を募りました。

⑤ 事業者等調査の実施

平成 29 年 10 月に、「寒川町高齢者保健福祉計画（介護保険事業計画）改定に向けた将来的な介護保険サービスについてのアンケート調査」を実施し、計画策定の基礎資料としました。

名 称	調査対象	配布数	有効回答率
事業者調査	平成 29 年 10 月 1 日現在、寒川町内及び近隣市町で事業を展開している事業者	184 事業所	55.2%



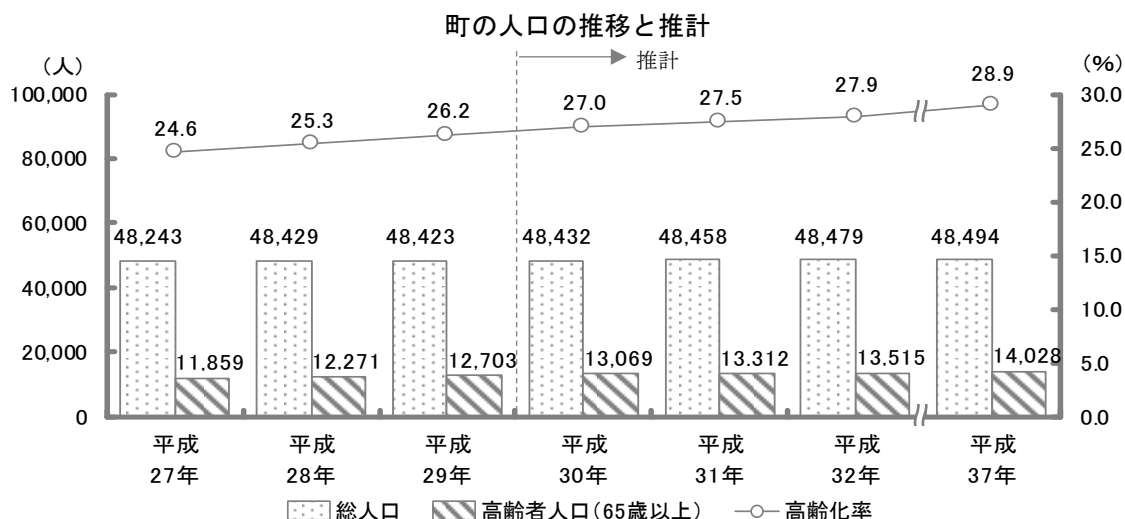
第2章

高齢者の現状と見通し

1 高齢者の状況

(1) 人口の推移と推計

総人口は平成30年以降も微増することが見込まれています。高齢者人口も同様に微増を続け、町の高齢化率は平成37年に28.9%となり、約3割近くになることが予想されています。平成29年10月1日現在と比較すると、本町の高齢化率は26.2%に対して神奈川県の高齢化率は24.5%であり、本町の高齢化率は県を若干、上回る水準にありますが、全国の27.8%と比較すると低いことがわかります。



町・神奈川県・国の人口・高齢者数・高齢化率の推計

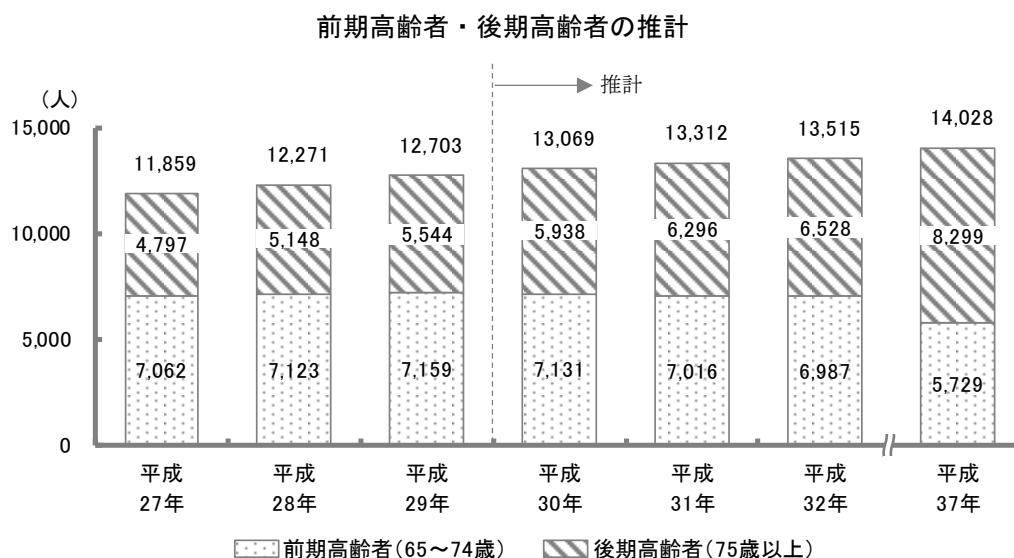
単位：千人

区 分		実 績			推 計			
		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成37年
総人口	町	48	48	48	48	48	48	48
	県	9,126	9,146	9,161	9,196	9,206	9,215	9,160
	国	127,095	126,838	126,532	126,177	125,773	125,325	122,544
高齢者数	町	12	12	13	14	14	14	14
	県	2,147	2,200	2,241	2,276	2,309	2,341	2,423
	国	33,868	34,585	35,163	35,606	35,916	36,192	36,771
高齢化率 (%)	町	24.6	25.3	26.2	27.0	27.5	27.9	28.9
	県	23.5	24.1	24.5	24.8	25.1	25.4	26.5
	国	26.6	27.3	27.8	28.2	28.6	28.9	30.0

資料：各年10月1日現在。平成30年以降は推計値。県の平成29年までは神奈川県「人口と世帯」、「介護保険事業状況報告」。平成30年以降は「かながわ高齢者保健福祉計画（平成30年度～平成32年度）」。国の平成28年までは「人口動態調査」。平成29年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」。

(2) 前期高齢者・後期高齢者の推計

寒川町の高齢者人口は今後も増加が見込まれていますが、その内訳をみると、前期高齢者（65～74歳）は平成29年まで増加していますが、平成30年以降減少していくことが見込まれています。一方で後期高齢者（75歳以上）は平成30年以降も増加の見通しとなっており、平成37年には後期高齢者が前期高齢者を上回ることが見込まれています。



町・神奈川県・国の前期高齢者・後期高齢者の推計

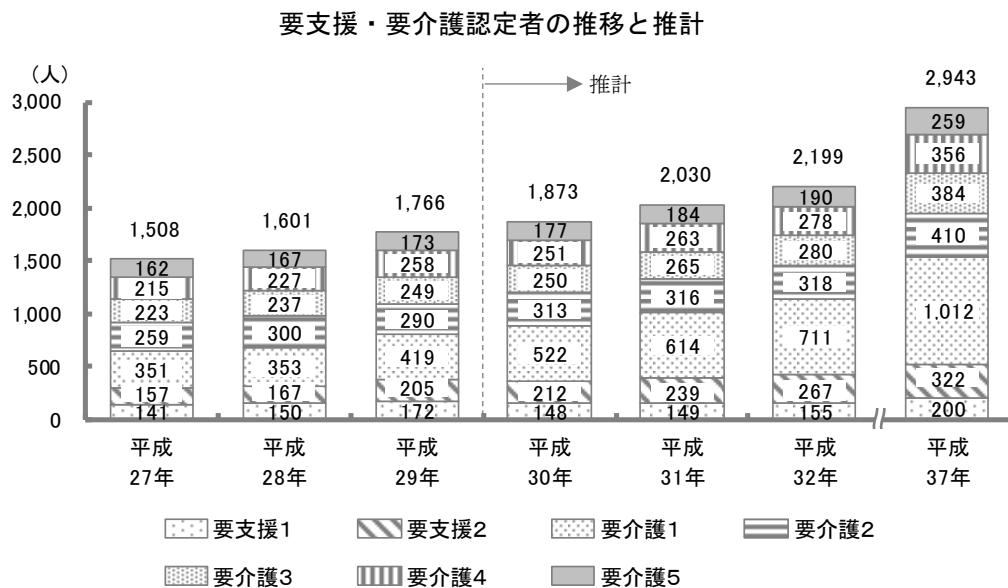
単位：千人

区分		実 績			推 計			
		平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	平成 32 年	平成 37 年
前期 高齢者	町	7	7	7	7	7	7	6
	県	1,175	1,177	1,166	1,153	1,140	1,140	967
	国	17,462	17,596	17,671	17,608	17,399	17,472	14,971
後期 高齢者	町	5	5	6	6	6	7	8
	県	971	1,023	1,075	1,123	1,170	1,201	1,456
	国	16,272	16,855	17,492	17,999	18,516	18,720	21,800

資料：各年10月1日現在。平成30年以降は推計値。県の平成29年までは「介護保険事業状況報告」。平成30年以降は「かながわ高齢者保健福祉計画（平成30年度～平成32年度）」。国の平成28年までは「人口動態調査」。平成29年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」。

(3) 要支援・要介護認定者の推移

要支援・要介護認定者数は増加しており、平成30年以降の推計でも増加していくことが見込まれます。平成30年には1,873人と、平成29年と比べて107人の増加が見込まれています。また、平成32年には2,199人と平成29年比で約1.3倍、平成37年には2,943人と平成29年比で約1.7倍の増加が見込まれています。



町の要支援・要介護認定者の推計

単位: 人

区分	実 績			推 計			
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成37年
要支援1	141	150	172	148	149	155	200
要支援2	157	167	205	212	239	267	322
要介護1	351	353	419	522	614	711	1,012
要介護2	259	300	290	313	316	318	410
要介護3	223	237	249	250	265	280	384
要介護4	215	227	258	251	263	278	356
要介護5	162	167	173	177	184	190	259
合 計	1,508	1,601	1,766	1,873	2,030	2,199	2,943

資料: 各年10月1日現在。30年以降は推計値。

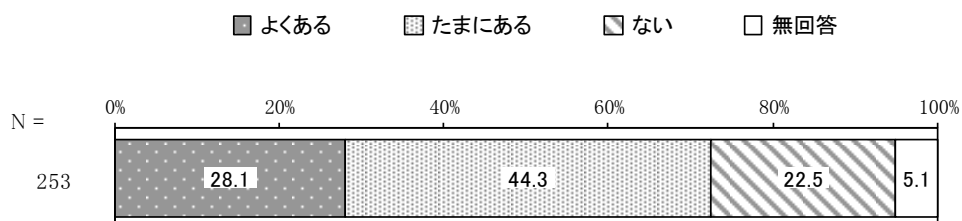
2 日常生活圏域ニーズ調査等の結果

(1) 65歳以上一般高齢者結果

① 生活状況について

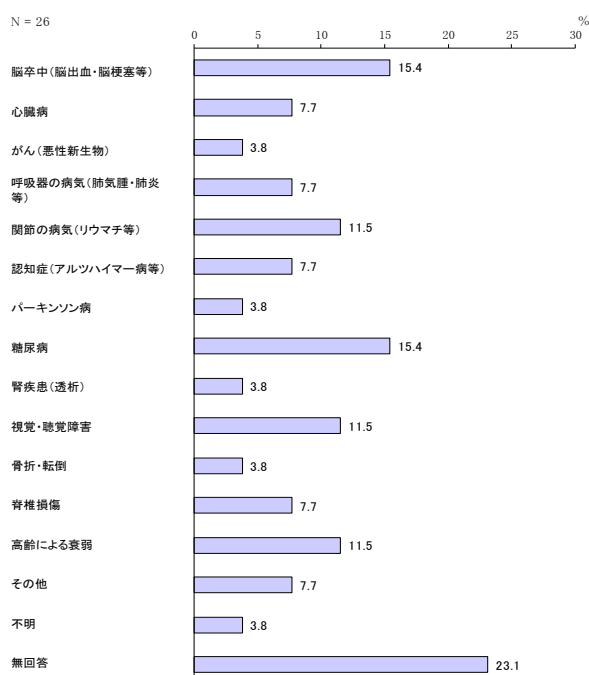
◆日中独居の状況

「たまにある」の割合が44.3%と最も高く、次いで「よくある」の割合が28.1%、「ない」の割合が22.5%となっています。日中、1人になる機会がある高齢者は7割を超えており、日常生活を送る上での安心・安全確保や1人でのいることの不安を防ぐために社会参加・交流の促進を進めていきます。



◆介護・介助が必要になった主な原因

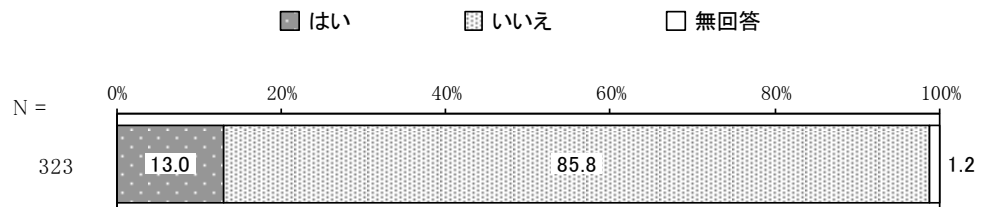
「脳卒中（脳出血・脳梗塞等）」、「糖尿病」の割合が15.4%と最も高く、次いで、「関節の病気（リウマチ等）」、「視覚・聴覚障害」、「高齢による衰弱」の割合が11.5%となっています。生活習慣病に起因する原因が多いことから、生活習慣病予防対策とともに介護予防、重症化予防の取り組みを推進していきます。



② 外出状況

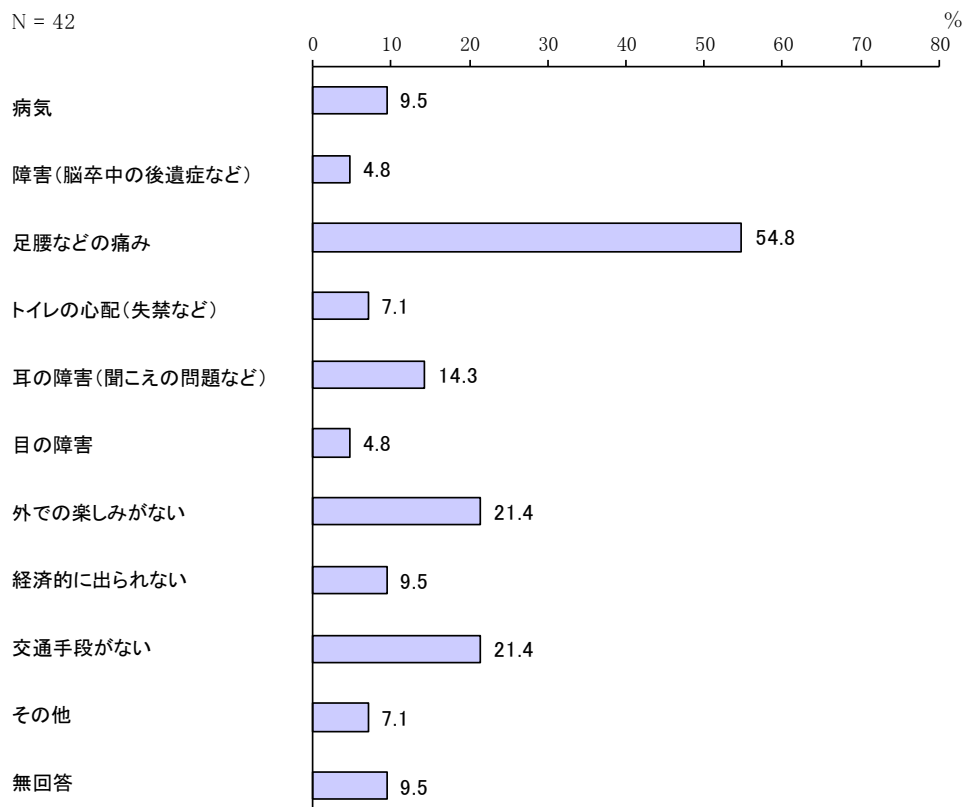
◆外出を控えているか

「はい」の割合が 13.0%、「いいえ」の割合が 85.8%となり、外出を控えている人の割合は第6次計画の時点と比べて減少しています。引き続き社会参加をしやすい環境を整備し、その機会を提供していきます。



◆外出を控えている理由

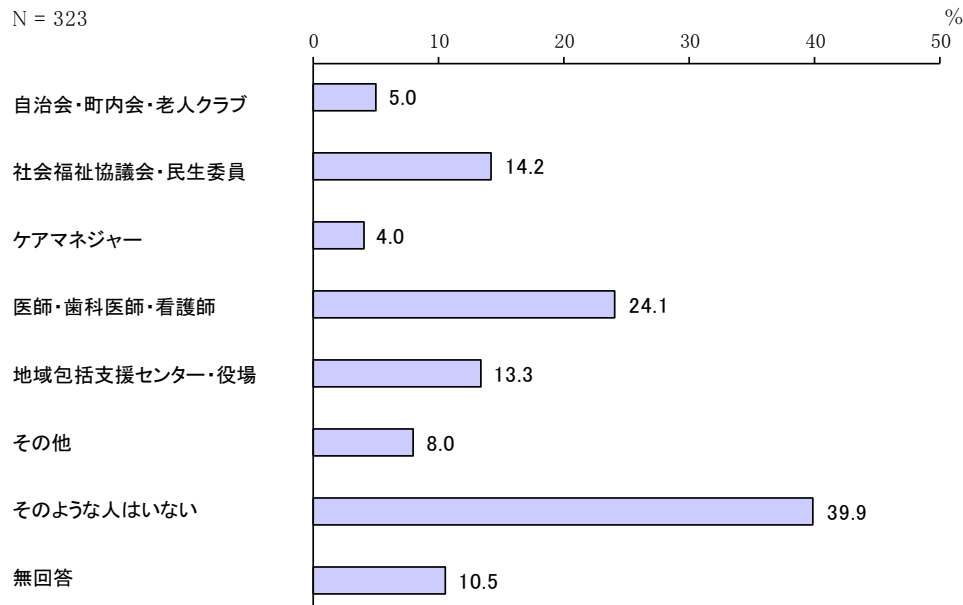
「足腰などの痛み」の割合が 54.8%と最も高く、次いで「外での楽しみがない」、
「交通手段がない」の割合が 21.4%となっています。いつまでも元気に楽しく外出できるように、健康の保持・向上を図ります。



③ 地域との助け合い

◆家族や友人・知人以外で、何かあったときに相談する相手

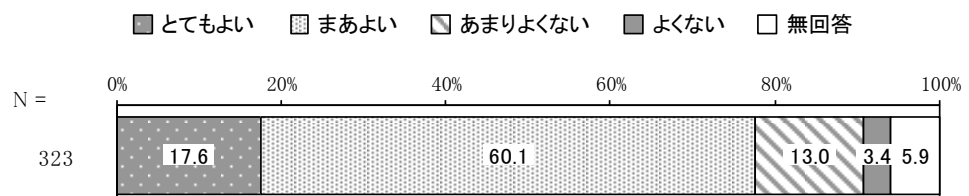
「そのような人はいない」の割合が39.9%と最も高く、次いで「医師・歯科医師・看護師」の割合が24.1%、「社会福祉協議会・民生委員」の割合が14.2%となっています。引き続き高齢者施策に対する総合相談窓口として、地域包括支援センターの活動の周知・啓発を行い、何かあったときに相談する相手がいらない高齢者を減らしていきます。



④ 健康状態

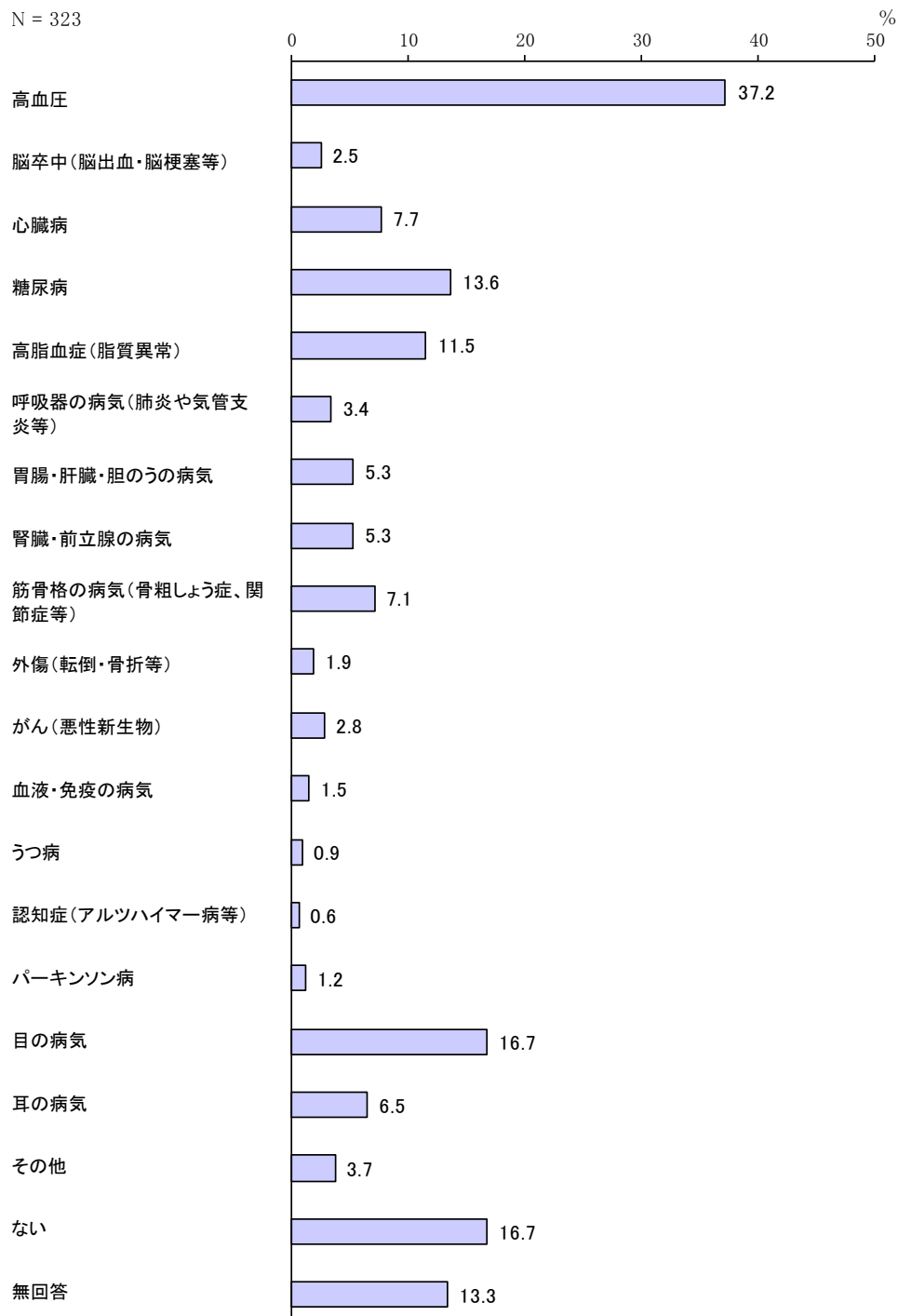
◆現在の健康状態

「まあよい」の割合が60.1%と最も高く、次いで「とてもよい」の割合が17.6%、「あまりよくない」の割合が13.0%となっています。「まあよい」・「とてもよい」を合わせると、77.7%の方がおおむね健康状態が良いと回答しています。



◆現在治療中、または後遺症のある病気

「高血圧」の割合が37.2%と最も高く、次いで「目の病気」、「ない」の割合が16.7%となっています。高血圧が重症化することで脳卒中等の疾患につながることから、若年のころからの生活習慣病予防対策とともに健康づくり、介護予防の取組を充実させていきます。

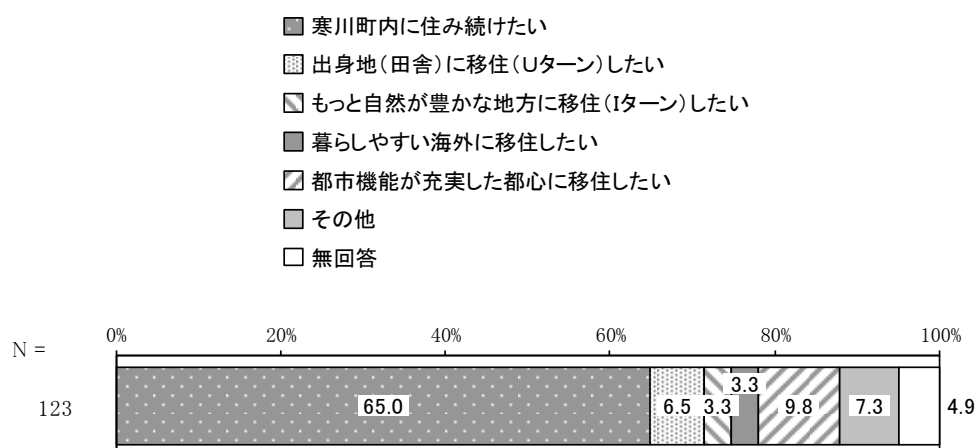


(2) セカンドライフ予備群調査結果

① 生活状況

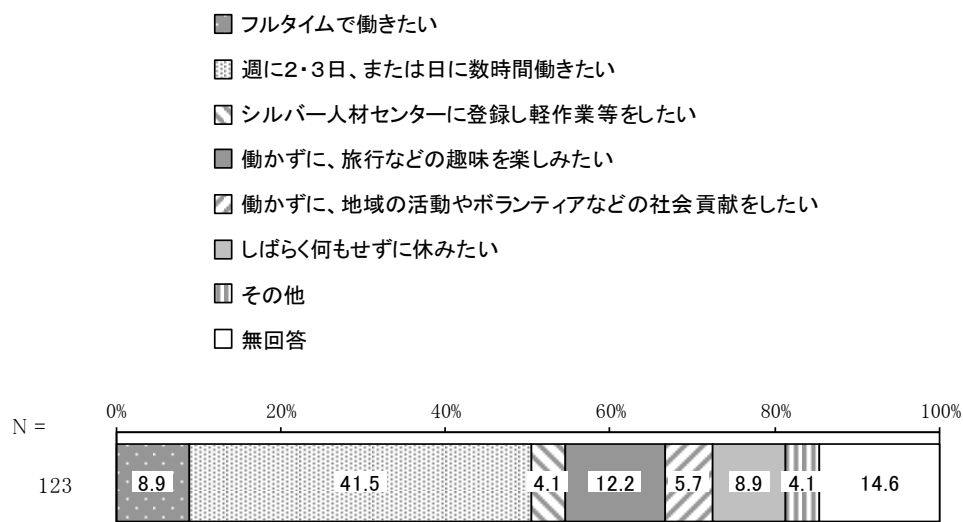
◆将来の居住地の意向

「寒川町内に住み続けたい」の割合が 65.0%と最も高くなっています。退職後の生活も安心して送ることができる環境づくりを目指して介護予防事業や相談窓口の情報の周知を行います。



◆現在の仕事を退職後の意向

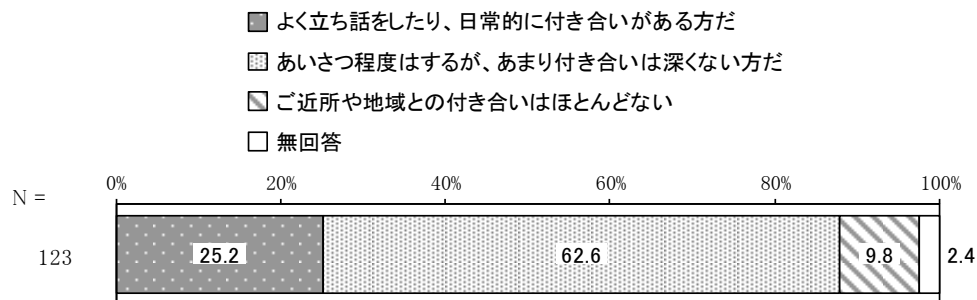
「週に2・3日、または日に数時間働きたい」の割合が 41.5%と最も高く、次いで「働かずに、旅行などの趣味を楽しみたい」の割合が 12.2%となっています。高齢者の健康増進や自身の生きがいを見つけられるように、引き続き情報提供・周知の体制を整備していきます。



② 地域での活動

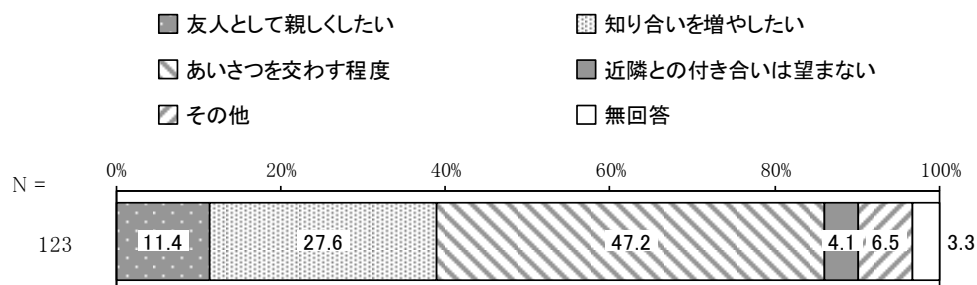
◆近所や地域との付き合い

「あいさつ程度はするが、あまり付き合いは深くない方だ」の割合が 62.6%と最も高く、次いで「よく立ち話をしたり、日常的に付き合いがある方だ」の割合が 25.2%となっています。地域のつながりの希薄化がうかがえ、地域での交流を深める機会の提供方法を検討していきます。



◆今後の近隣（近所）との関係

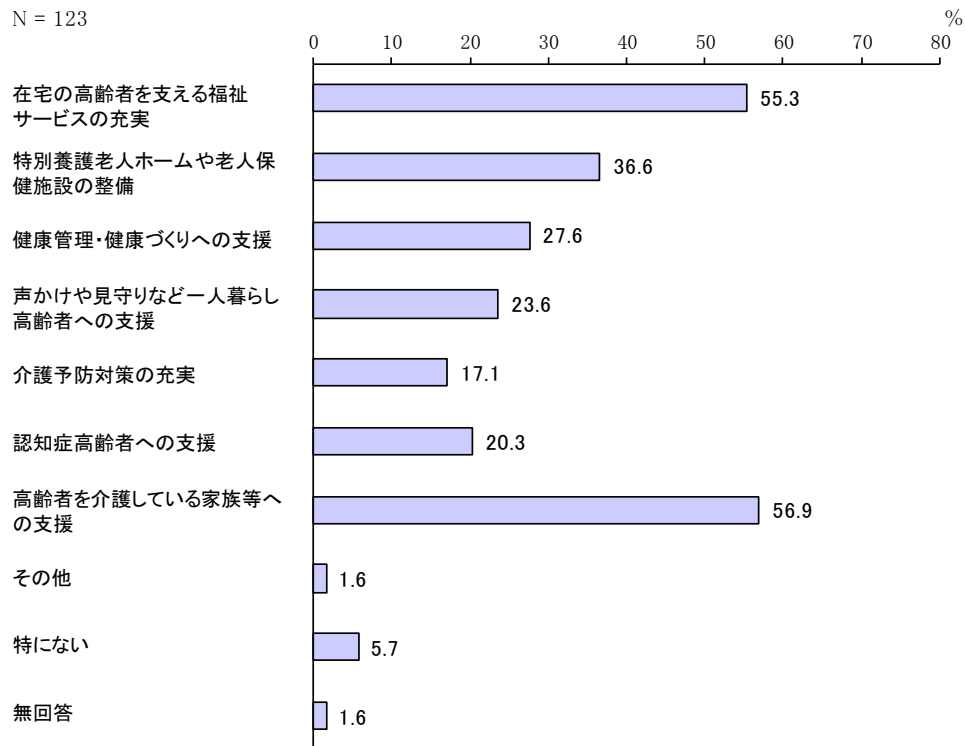
「あいさつを交わす程度」の割合が 47.2%と最も高く、次いで「知り合いを増やしたい」の割合が 27.6%、「友人として親しくしたい」の割合が 11.4%となっています。地域のネットワークの形成の面からも、地域との交流を深める機会の提供方法について検討していきます。



③ 高齢者に対する町の施策

◆町が取り組むべき高齢者の施策として、充実させてほしいこと

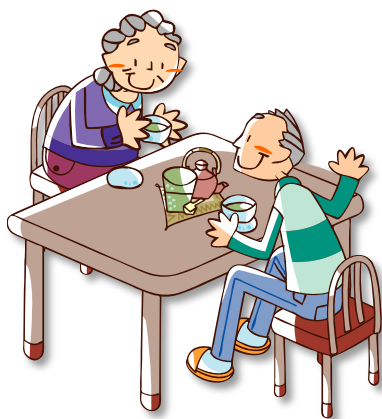
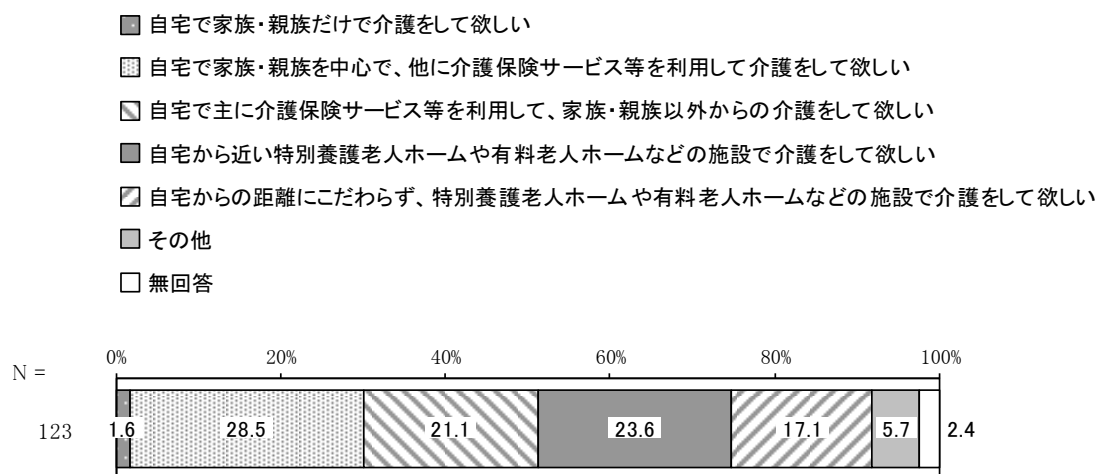
「高齢者を介護している家族等への支援」の割合が56.9%と最も高く、次いで「在宅の高齢者を支える福祉サービスの充実」の割合が55.3%、「特別養護老人ホームや老人保健施設の整備」の割合が36.6%となっています。高齢者を介護している家族等の負担の高さがうかがえ、介護離職や高齢者虐待等に陥らないようにという観点からも介護負担の軽減策を充実していきます。



◆介護が必要になった際の介護のあり方の希望

「自宅で家族・親族を中心に、他に介護保険サービス等を利用して介護をして欲しい」の割合が 28.5%と最も高く、次いで「自宅から近い特別養護老人ホームや有料老人ホームなどの施設で介護をして欲しい」の割合が 23.6%、「自宅で主に介護保険サービス等を利用して、家族・親族以外からの介護をして欲しい」の割合が 21.1%となっています。

多くの高齢者は、いつまでも、住み慣れた地域に住み続けたいと考えており、そのためには、地域での支え合い体制の充実や、医療や介護保険サービス等の提供体制の整備を推進していきます。



3 介護保険事業の給付実績

介護予防サービスの給付については、平成 27 年度から 29 年度で約 1,682 万円減少しています。これは介護予防訪問介護と介護予防通所介護が総合事業へ移行したことによるもので、今後は横ばいで推移しています。

介護サービスの給付については、平成 27 年度から 29 年度で約 4 億 472 万円増加しており、年々増加しています。その内訳をみると、小規模多機能型居宅介護で平成 27 年度から 29 年度の伸び率が 28.5%、介護老人福祉施設で 50.2%となっており、給付が増えています。

(1) 介護予防サービス給付

介護予防サービスの給付費

単位：千円

サービス種類	平成 27 年度	28 年度	29 年度
介護予防サービス			
介護予防訪問介護	15,740	16,534	8,625
介護予防訪問入浴介護	18	24	0
介護予防訪問看護	4,020	4,804	7,114
介護予防訪問リハビリテーション	372	284	29
介護予防居宅療養管理指導	1,077	1,491	1,380
介護予防通所介護	25,084	28,008	15,729
介護予防通所リハビリテーション	7,194	6,300	6,539
介護予防短期入所生活介護	273	548	409
介護予防短期入所療養介護（老健）	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（病院等）	0	0	0
介護予防特定施設入居者生活介護	9,760	7,905	7,529
介護予防福祉用具貸与	3,461	4,989	5,222
介護予防住宅改修	2,450	3,836	4,296
特定介護予防福祉用具購入費	932	680	1,012
地域密着型介護予防サービス			
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	79	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	2,762	0
介護予防支援	10,170	11,375	5,931
介護予防サービスの総給付費	80,630	89,540	63,815

29 年度は見込み。

(2) 介護サービス給付

介護サービスの給付費

単位：千円

サービス種類	27 年度	28 年度	29 年度
居宅サービス			
訪問介護	173,095	169,783	206,448
訪問入浴介護	31,761	30,731	32,234
訪問看護	55,681	61,272	78,623
訪問リハビリテーション	5,499	5,034	6,029
居宅療養管理指導	22,084	21,414	25,892
通所介護	292,086	219,940	251,246
通所リハビリテーション	112,507	115,136	130,234
短期入所生活介護	77,002	68,973	70,992
短期入所療養介護（老健）	3,087	11,690	17,113
短期入所療養介護（病院等）	0	0	0
特定施設入居者生活介護	147,073	137,060	135,692
福祉用具貸与	68,321	76,565	83,622
特定福祉用具購入費	3,472	3,299	5,576
住宅改修費	7,525	8,123	8,694
地域密着型サービス			
定期巡回・随時対応型訪問 介護看護	0	0	0
認知症対応型通所介護	31,734	25,143	26,273
小規模多機能型居宅介護	36,191	41,582	46,503
認知症対応型共同生活介護	91,661	94,957	97,427
地域密着型通所介護	-	96,061	106,235
居宅介護支援	106,829	119,420	133,352
施設サービス			
介護老人福祉施設	338,273	395,235	508,095
介護老人保健施設	338,089	353,778	389,234
介護療養型医療施設	46,224	42,655	33,485
介護サービスの総給付費	1,988,275	2,097,851	2,392,999

29 年度は見込み。



計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

【基本理念】

健やかさと やすらぎを はぐくむまち さむかわ

今後も高齢者数が増加していくと考えられる状況において、高齢者ができる限り住み慣れた地域で安心して生活を継続するためには、地域全体で支援していくことが重要です。

第6次計画においては、上位計画である「寒川町総合計画 さむかわ 2020 プラン」の重点プロジェクトに掲げる「すべての町民が心と体の健康を確保し、生涯にわたっていきいきと暮らせる環境づくり」を念頭に、高齢者が快適に暮らせる環境づくりを実施していきました。

本計画は、平成 27 年度からの第6次計画を経て、団塊の世代が 75 歳以上となる平成 37 年度を見通した中長期的な展望の下に成り立つ計画の一部であることから、これまでの基本理念を引き続き継承し、第6次計画と同様に「健やかさと やすらぎを はぐくむまち さむかわ」を基本理念とし、生涯にわたり、健康で元気に暮らせるための備えと、そのための環境づくりとして地域包括ケアシステムの深化と推進を目指します。

2 基本目標

基本理念の実現に向け、基本目標を以下のように設定します。

目標 1 地域包括ケアシステムの充実

医療・介護・予防・住まい・生活支援の一体的な提供を図る地域包括ケアシステムの構築に向け、第6次計画期間に開始した各種の重点的な取り組みを充実させていきます。

目標 2 健康保持・介護予防の推進

高齢者ひとりひとりが、出来る限り元気に地域で生活するために、健康づくりと介護予防を推進していきます。生活習慣病や要介護状態等の予防を目的とした事業を実施することで、高齢期の健康に対する意識を高め、高齢者の元気な暮らしを支援していきます。

目標 3 高齢者の地域生活支援の充実

高齢者の日常生活を支援するために、高齢者やその家族の各種相談に応じることのできる体制を築くとともに、在宅生活を継続するための支援事業を充実させていきます。

目標 4 高齢者の社会参加の促進

高齢者がいきいきと暮らせるよう、地域活動の充実により生きがいづくりを推進するとともに、社会の担い手として活躍できるよう支援していきます。

また、高齢者の貴重な経験や知識・技術を生かし、生きがいと自信を持って活躍できるよう社会参加を促進します。

目標 5 介護保険サービスの適切な運営

高齢化のさらなる進行と要介護等高齢者の伸びを踏まえて、介護保険サービスの計画的な整備を進め、介護サービスの円滑な提供と介護保険事業の適切な運営を図ります。

【 基本理念 】

【 基本目標 】

【 施策の方向性 】

健やかさと
やすらぎを
はぐくむまち
さむかわ

目標 1
地域包括ケアシステム
の充実

(1) 在宅医療・介護連携の推進

(2) 認知症施策の推進

(3) 生活支援・介護予防サービスの
基盤整備の推進

(4) 地域ケア会議の推進

目標 2
健康保持・介護予防
の推進

(1) 健康保持の推進

(2) 介護予防の推進

目標 3
高齢者の地域生活支援
の充実

(1) 情報提供・相談体制の充実

(2) 日常生活の支援

(3) 安心・安全の確保

(4) 介護家族支援

(5) 権利擁護

目標 4
高齢者の社会参加の
促進

(1) 社会参加・交流の促進

目標 5
介護保険サービスの
適切な運営

(1) 介護サービス・介護予防サー
ビス

(2) 地域支援事業

(3) 必要なサービス量の確保及び
質の向上

(4) 円滑なサービスの提供



第 4 章

施策の展開

1 地域包括ケアシステムの充実

包括的な支援を必要とする住民が増えてくるなか、地域包括ケアシステムの構築が求められています。第 6 次計画期間ではそのために必要な人の配置と検討の場などの設置を重点施策として行ってきました。

第 7 次計画期間では、第 6 次計画期間で配置した専門員を中心に課題に取り組み、さらに地域包括ケアシステムの構築が進むよう取り組みます。

(1) 在宅医療・介護連携の推進

介護保険では、可能な限り住み慣れた環境で生活できるように、さまざまな介護サービス等を組み合わせて利用できるよう取り組みを進めてきました。介護だけでなく、医療的措置が必要な場合もあり、医療と介護が連携を取ることで住み慣れた環境で暮らし続けたいという人に対応することができます。医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進することを目的とし、在宅医療・介護連携推進事業を実施します。

① 在宅医療介護連携推進事業（茅ヶ崎市との協同実施）

茅ヶ崎医師会、茅ヶ崎歯科医師会、茅ヶ崎寒川薬剤師会といった医療部門との連携を進めるため、茅ヶ崎市と協同で事業推進に取り組んでおり、今後も市担当課と協力しながら事業を展開していきます。

また、平成 29 年度には、住民や関係機関からの相談に応じ、多職種連携のための研修や、さまざまな情報を集約し提供する「在宅ケア相談窓口」を茅ヶ崎市保健所内に共同で設置し、運用を行っています。引き続きこの相談窓口を中心に情報収集・提供や相談を受けて在宅医療と介護の連携を進めていきます。

事業名	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
在宅医療介護連携推進事業（茅ヶ崎市との協同実施）	・ 多職種連携研修会、地域リーダー会議の開催 ・ 医療介護連携推進部会開催、検討グループによる課題検討 ・ 住民向け研修会の開催		

(2) 認知症施策の推進

認知症の人が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることを目的に、地域全体で認知症の人を支える基盤を構築していきます。認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）に基づき、認知症に関する正しい知識の普及啓発の推進、地域における認知症ケアの方法の周知等を行い、認知症の人にやさしい地域の実現を目指します。

また、専門の支援員の配置、早期発見・早期治療への支援や、かかりつけ医等の医療と多職種の連携も含めた、認知症高齢者を支える地域のネットワーク体制の整備・強化に取り組む、認知症総合支援事業を実施します。

① 認知症総合支援事業

認知症地域支援推進員を地域包括支援センターに配置し、町の医療機関や各支援機関、介護サービス関係機関等それぞれのサービスを適切に提供できるよう調整します。

また、認知症初期集中支援チームを設置し、認知症に対する早期診断及び早期対応に向けた支援体制を構築します。

事業名	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
認知症地域支援推進員の設置	・ 地域包括支援センターに認知症地域支援推進員 1 名を配置 ・ 認知症に関する各種相談を受け付ける ・ 認知症に関する正しい知識を習得する教室の開催 ・ 「こすもすカフェ」（認知症カフェ）の運営		
認知症初期集中支援チームの設置	・ 認知症初期集中支援チームを設置 ・ 認知症初期集中支援チームに関する周知・理解の促進 ・ 認知症の人等を訪問し、初期集中支援を行う ・ 寒川町認知症初期集中支援チーム検討委員会の開催		

② 認知症ケアパスの作成

認知症ケアパスとは、認知症に関する手引き書のことで、各サービスの紹介やその利用方法、困ったときの関連機関の連絡先等が記載されています。本町では認知症ケアパスを高齢者向け情報冊子「高齢者ガイドブック」と一体で作成し、毎年更新を続けていきます。

③ 認知症サポーター養成研修の開催

「認知症になっても安心して暮らせるまち」を目指すため、「認知症サポーター養成講座」を開催し、認知症についての正しい知識と具体的な対応方法等の普及を図ります。また、町内の中学校3年生に対しては、卒業前に中学校の協力を得ながら講座を開催し、若年層に対して認知症知識の普及を図ります。

(人/年)

区 分	実績			見込み量		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
参加者数	689	592	550	580	610	580



認知症サポーター養成講座
受講者に配布される
「オレンジリング」



認知症サポーターキャラバン
マスコットキャラ「ロバ隊長」

(3) 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進

単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者が増加する中で、高齢者の地域における生活を支えるために、医療・介護の分野だけではなく、地域における生活支援等サービスを行う団体等と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図ることを目的とした生活支援体制整備事業を行います。

① 生活支援体制整備事業

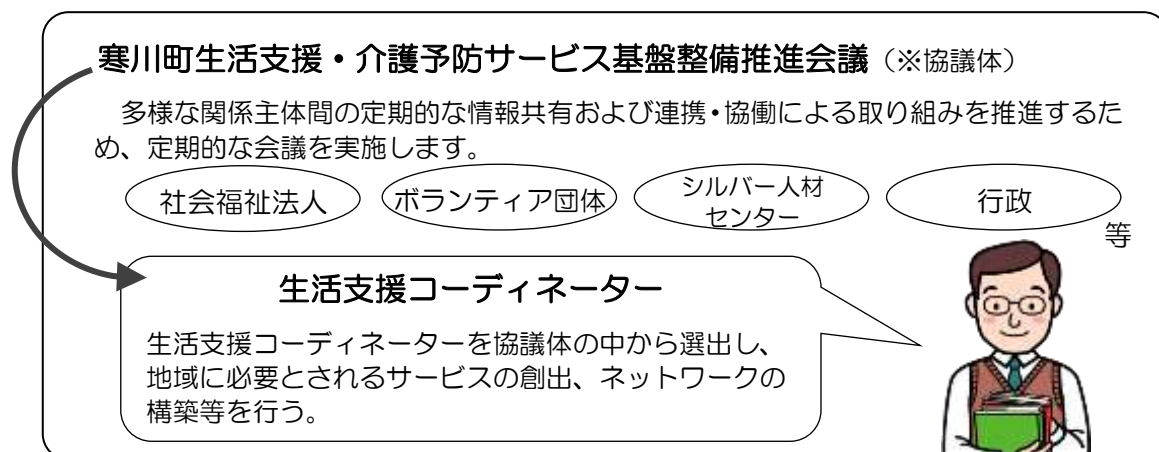
関係者等で構成される寒川町生活支援・介護予防サービス基盤整備推進会議（協議体）を中心に、町の地域資源を活用し、高齢者が住み慣れた地域で継続して生活するために必要な生活支援等サービスに関して必要な事項の協議を行い、その基盤の整備を推進します。

また、生活支援コーディネーターを配置し、寒川町生活支援・介護予防サービス基盤整備推進会議と共に協議を行い、生活支援体制の基盤を整備し、高齢者と必要とする生活支援等サービスを結び付けるなどしていきます。

事業名	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
寒川町生活支援・介護予防サービス基盤整備推進会議（協議体）の設置	・生活援助型の介護予防訪問型サービスの手法及び内容の検討 ・生活支援サービスの創出についての検討 ・一般介護予防事業についての検討		
生活支援コーディネーターの配置	・地域における生活支援等サービスへの理解の促進、方針の共有 ・生活支援等サービスの担い手の創出に向けた調査及び働きかけ		

【生活支援体制整備事業 イメージ図】

協議体は、生活支援コーディネーターをサポート



(4) 地域ケア会議の推進

地域の高齢者の生活を包括的かつ継続的に支援していく、包括的・継続的ケアマネジメント業務の効果的な実施のために、多職種により構成される地域ケア会議を実施します。

① 地域ケア個別会議の実施

医療、介護等の専門職をはじめとする関係者が出席し、個別ケースを検討する地域ケア個別会議を、地域包括支援センターの主催により開催します。また、介護支援専門員の資質向上に資するよう、より多くの町内の介護支援専門員が地域ケア個別会議の支援を受けることが出来るように努めます。

事業名	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
地域ケア個別会議の開催	年 12 回実施	年 12 回実施	年 12 回実施

② 地域ケア会議（全体）の実施

地域ケア個別会議の実施によって把握される地域課題に対して、地域づくりや政策形成などの視点から解決方法を協議し、地域包括ケアシステムの構築に結び付ける町域全体レベルの地域ケア会議を開催します。

事業名	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
地域ケア会議（全体）の実施	年 2 回実施	年 2 回実施	年 2 回実施

2 健康保持・介護予防の推進

町の高齢者が、元気に地域社会で生活するための支援施策を実施し、高齢者の自立支援・重度化防止等に務めます。また、介護予防の推進については、基本目標1「地域包括ケアシステムの充実」の生活支援体制整備事業における寒川町生活支援・介護予防サービス基盤整備推進会議においても協議を進めていきます。

(1) 健康保持の推進

高齢者が生活習慣病の予防や健康づくりを推進するとともに、住み慣れた地域でいつまでも安心して生活できるよう、各種健（検）診の受診促進や健康づくり事業の充実を図ります。

① 健康診査（特定健康診査・特定保健指導）＊保険年金課

メタボリックシンドロームに着目した健康診査及び保健指導（国民健康保険被保険者 40 歳～74 歳対象）を実施します。メタボリックシンドロームの早期発見を行い、健康を増進し、給付を抑えることを目標とします。広報や事業の周知を積極的に行い、受診率の向上を図ります。

② 健康診査（高齢者健康診査）＊保険年金課

健康診査（後期高齢者医療保険制度被保険者・75 歳以上対象）、問診、身体測定、打聴診、尿検査、血液化学検査、医師の判断により心電図検査、貧血検査、眼底検査を行います。病気の早期発見を行い、健康を増進し、最終的には医療の給付を抑えることを目標とします。現在入通院し、検診が不要な高齢者が多いため、今後は一定の受診率を保つよう努めます。

③ 健康診査＊健康・スポーツ課

40 歳以上の生活保護受給者を対象に、町内及び茅ヶ崎市内の医療機関にて、問診、身体測定、打聴診、尿検査、血液化学検査、医師の判断により心電図検査、貧血検査、眼底検査を行います。診査内容は特定健康診査に準じて実施します。

④ 訪問指導＊健康・スポーツ課

自宅での生活をスムーズに送るための環境整備、服薬、口腔衛生、食事等の助言、指導を行います。介護保険制度や地域包括支援センターのサービスを紹介することで、個々の問題の継続的な解消を図っています。

⑤ 健康づくり事業＊健康・スポーツ課

体力や筋力を維持するために、運動や食事に関する講座を行います。

(2) 介護予防の推進

地域の高齢者等が要介護状態等となることの予防または要介護状態等となった場合においても可能な限り自立した日常生活を営むことの支援を目的に、介護予防・日常生活支援総合事業の一般介護予防事業を実施していきます。また、自立支援・重度化防止の目標を、介護予防事業への参加率100%とします。

① 元気はっけん広場

事前の申込をせずとも気軽に訪れる事の出来る通いの場としての介護予防教室を実施します。内容は、運動器の機能向上及び認知症予防プログラムを中心に、口腔機能の向上、栄養改善プログラムを併せて実施します。また、3カ月に1回、測定会を実施します。

区 分	実績			見込み量		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
参加者数	—	—	340	400	400	400

(人/年)

② 介護予防講師派遣事業

身近な場所からの介護予防を目指して、主として65歳以上で構成される町内の団体・グループの求めに応じ、介護予防プログラムを提供する講師を派遣する事業を実施します。

区 分	実績			見込み量		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
参加者数	—	—	120	240	360	480

(人/年)

③ お父さんのためのアンチエイジング講座

介護予防教室への男性高齢者の参加率の低さを改善することを目的に、参加者を男性高齢者に限定し、運動器の機能向上及び認知症予防、口腔機能の向上、栄養改善プログラムを併せて実施する教室を開催します。

区 分	実績			見込み量		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
参加者数	40	37	49	50	50	50

(人/年)

④ 高齢者トレーニング教室

町内在住の65歳以上の高齢者を対象に、町総合体育館の設備を活用して、健康体操等の運動とマシントレーニングの提供を行う教室を開催し、身体機能の維持・向上、転倒・骨折予防等を図ります。

(人/年)

区 分	実績			見込み量		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
参加者数	100	100	100	100	100	100

⑤ 寒川町シニアげんきポイント事業

介護保険適用施設等における自発的な奉仕活動を通じた高齢者の社会参加及び生きがいづくりを支援し、介護予防の推進を図ることを目的としたポイント制度を実施します。事前登録をした参加者にスタンプカードを交付し、活動に応じてスタンプを押印します。スタンプの押印数に応じて、寒川町共通商品券と交換可能なポイントを付与します。

(人/月)

区 分	実績			見込み量		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
平均活動人数	—	23	36	40	45	50

⑥ 高齢者スポーツ大会

健康増進のための高齢者に向けたスポーツ大会を実施します。ゲートボール、グラウンドゴルフ、ターゲットバードゴルフ、ペタンク等を予定しています。

(人/年)

区 分	実績			見込み量		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
参加者数	174	176	180	185	190	195



3 高齢者の地域生活支援の充実

要介護者も含めた高齢者やその家族が、日常生活に支障を来たすことなく、安全で不安のない毎日を送ることのできる支援を提供していきます。生活支援体制の整備については、基本目標1「地域包括ケアシステムの充実」の生活支援体制整備事業における寒川町生活支援・介護予防サービス基盤整備推進会議においても協議を進めていきます。

(1) 情報提供・相談体制の充実

高齢者やその家族がサービスを十分に活用するために、サービスについての情報を行きわたらせ、各種相談に応じることのできる体制を築きます。

① 地域包括支援センター運営事業

要支援者の介護予防ケアマネジメントの作成、高齢者に対する総合的な相談支援・権利擁護業務、地域における連携共同の体制づくりや、介護支援専門員（ケアマネジャー）への支援を目的とした、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務を実施するため、地域包括支援センターの設置・運営をします。また、地域包括支援センターのブランチ（出張所）の設置を職員増も含めて検討します。

- 介護予防ケアマネジメント事業
- 総合相談支援事業
- 権利擁護事業
- 包括的・継続的ケアマネジメント事業

② 民生委員児童委員活動事業（寒川町みんなの地域福祉つながりプラン）＊福祉課

高齢者や障がい者に限らず、地域の身近な相談相手として活動します。また、専門的な相談については、各種専門機関へ案内をします。

③ 制度周知・広報等の充実

介護保険制度は、初めて利用する人にとっては、サービス利用の手続きや制度の仕組みに関して、わからないことが多いものと考えられます。制度等を理解したうえで適切に利用していただくためにも、周知や広報活動を実施していきます。

- サービス事業者についての情報提供、サービス事業者リスト等の作成・配布
- インターネットによる広報
- 介護保険制度の説明会等の実施

(2) 日常生活の支援

日々の生活を安心して送ることができるよう、生活環境の利便性を整えていきます。

① 給食サービス事業

ひとり暮らし高齢者及び高齢者世帯のうち、食事の支度が困難な高齢者世帯等に対し、安否確認と昼食の配達を行います。

(食/年)

区 分	実績		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用数	4,094	4,147	4,147

② 生活管理指導短期宿泊事業

身体的には自立しているが、社会的理由等で養護する必要がある高齢者に施設への短期入所を通して生活改善を目的とした支援を行います。

(日/年)

区 分	実績		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用数	0	0	0

③ ねたきり老人等戸別じん芥収集事業

町のゴミ収集日に、一般廃棄物を集積所まで搬出することが困難なねたきり高齢者世帯等に対して、戸別に家庭まで収集に伺い、あわせて安否の確認を行います。また、地域住民との連携により衛生的な生活の維持を図ります。

(件/年)

区 分	実績		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用数	493	481	481

(3) 安心・安全の確保

高齢者がどのような場合でも、安心して暮らせるよう、安全を確保できる体制を整備していきます。

① 老人保護措置事業（養護老人ホーム）

身寄りが無く経済的にも生活が困難で、身体的には自立している独居高齢者等に施設へ入所することで、不安の解消や安定した生活の場の提供等を行います。

(人/年)

区 分	実績		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
措置者人数	10	9	9

② 緊急通報システム（ひとり暮らし老人緊急通報システム事業）

慢性疾患があり、日常生活を過ごすことに不安がある独居高齢者に対し、緊急事態発生時に迅速な救援体制が取れるように緊急通報システムを貸与します。

(人/年)

区 分	実績		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
貸与者数	17	14	14

③ 徘徊高齢者対策の充実（徘徊老人のためのSOSネットワーク）

徘徊するおそれのある高齢者を、あらかじめ、SOSネットワークに登録することにより、万一、登録者が行方不明になった場合に、関係機関が情報を共有し、より連携して、早期発見と保護に努めます。また、必要に応じて一時的に入所できる施設を確保することにより、その家族の精神的及び身体的負担の軽減を図り、認知症高齢者の生命と安全を守ることを目的とします。（茅ヶ崎市との共同事業）。

(人/年)

区 分	実績		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
登録者数	37	39	36

④ 避難行動要支援者支援事業（寒川町みんなの地域福祉つながりプラン）＊福祉課
一人暮らし高齢者や障がい者等災害時に一人では避難できない方々を対象に、要支援者として把握し、自治会や民生委員と連携を図り見守り体制の充実に努めます。

⑤ 防災対策事業（寒川町地域防災計画）＊町民安全課

自治会等と避難行動要支援者の情報を共有し、自主防災組織や近隣居住者等との連携のもと災害時に要支援者が迅速かつ安全に避難、搬送されるよう防災訓練等の充実を図っていきます。

（４）介護家族支援

介護家族の負担を補い、要支援者・要介護者とその家族が安心して日常生活を送ることができるように環境を整えていきます。

① 家族介護教室の開催

家庭において家族を介護する方が、より安心して介護にのぞめるよう、適切な介護を行うための知識・技術を習得する機会として、家族介護教室を開催します。

② 寝たきり高齢者等おむつ代助成

介護家族の経済的負担軽減を図るため、在宅でねたきりの状態にある方等を介護している家族に対し、紙おむつ代を助成します。

（５）権利擁護

認知症になっても安心して暮らせるよう、高齢者の権利を守ります。

① 成年後見制度利用支援事業

認知症等により判断能力が不十分で、親族や身寄りがいない等の理由により、成年後見制度を利用することが困難な方に対して、町長が本人や親族等に代わって、裁判所の後見人の申立てを行います。また、経済的な理由から申立てに要する費用や、後見人への報酬を支払うことが困難と認められる方には、費用の一部を助成します。

（件/年）

区 分	実績		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
申立件数	3	1	2

4 高齢者の社会参加の促進

高齢者が生活基盤を確保し、地域での交流を深め、自主的な活動を地域に広げていくことのできる環境を整備していきます。

(1) 社会参加・交流の促進

高齢者の積極的な生き方を助長し、地域の活性化を促進するために、高齢者の社会参加や交流の機会を生み出すことに努めます。

① 寒川町シルバー人材センターの支援

高齢者が社会参加や社会貢献をする場や、その生きがいを確保するために、町シルバー人材センターの機能充実・支援を推進します。

区 分	実績			見込み量		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
登録会員数	332	311	284	320	325	330

(人/年)

② シニアクラブの育成

会員相互の親睦や地域での生きがいと健康づくり推進のため、シニアクラブ連合会及び各シニアクラブを支援します。

区 分	実績			見込み量		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
会員数	710	710	710	760	765	770

(人/年)

③ ふれあいセンターの管理運営

ふれあいセンターの適切な管理に努めます。また、施設内の調理実習室等で高齢者の豊かな経験と知識を活かした事業を行うことやパソコン教室を開催し、健康や生きがいを高め、介護予防の促進を図る事業を実施します。

④ 敬老金支給事業

敬老の意を表するため、毎年9月 15 日現在、本町に引き続き1年以上居住していて、町が定める年齢の高齢者に対して敬老金を支給します。

⑤ 世代間交流の推進

シルバー人材センターが主催する事業等、世代間交流の機会についての情報を提供していきます。

5 介護保険サービスの適切な運営

今後、高齢者の増加に伴い要介護（支援）の認定者も増加すると予測しています。それに伴い介護サービスの利用量も増大すると推計され、状態に応じた適切な介護サービスが提供される環境を計画的に整備し、そのために必要な財源を確保する等、安定して制度運営を行えるようにします。

（１）介護サービス・介護予防サービス

① 介護予防サービス・居宅サービス

介護予防サービスは、要支援１及び要支援２の方を対象として実施される、生活機能の維持・向上を目的としたサービスです。

居宅サービスは、要介護１以上の方を対象として実施される、自宅で介護を受けるサービスです。

ア 訪問介護（ホームヘルプ）

介護福祉士や訪問介護員が要介護者宅等を訪問して、要介護者等に食事、入浴、排せつ等、必要な身体の介護や、衣類の洗濯等必要な家事を行うサービスを提供します。生活援助は自分で家事をすることが困難で、家族も支援できない場合等に利用できます。

イ 介護予防訪問入浴介護・訪問入浴介護

入浴車が要介護者宅等を訪問し、浴槽を居宅に持ち込み、要介護者等の心身の状態について十分な配慮の下で高齢者を介助し、入浴の機会を提供します。

ウ 介護予防訪問看護・訪問看護

主治医の指示に基づいて看護師等が要介護者等の家庭を訪問し、健康チェック、医学的処置、服薬管理、家族への療養上の指導、ターミナルケア等のサービスを提供します。

エ 介護予防訪問リハビリテーション・訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士等が要介護者等の居宅を訪問し、心身機能の維持回復を図ることを目的として、医師の指示に基づき必要なりハビリテーションを提供します。

オ 介護予防居宅療養管理指導・居宅療養管理指導

通院が困難な要介護者等の自宅に医師や歯科医師、薬剤師等が訪問し、療養上の管理および指導を行うサービスです。

カ 通所介護（デイサービス）

特別養護老人ホーム又はデイサービス事業所に通い、食事、入浴、排せつ等の介護、その他日常生活上の世話および機能訓練等のサービスの提供を受けるものです。

キ 介護予防通所リハビリテーション・通所リハビリテーション（デイケア）

主治医が必要と認めた場合に、介護老人保健施設、病院および診療所に通い、必要なりハビリテーションや健康チェック、食事、入浴等のサービスの提供を受けるものです。

ク 介護予防短期入所生活介護・短期入所生活介護（ショートステイ）

介護老人福祉施設等に短期間入所し、食事、入浴、排せつ等の介護、その他日常生活上の世話および機能訓練等を受けるサービスです。

ケ 介護予防短期入所療養介護・短期入所療養介護（医療型ショートステイ）

介護老人保健施設や介護療養型医療施設等に短期間入所し、看護や医学的管理の下における介護および機能訓練、その他の必要な医療ならびに日常生活上の世話等を受けるサービスです。

コ 介護予防特定施設入居者生活介護・特定施設入居者生活介護

特定施設の指定を受けた有料老人ホーム等に入所している要介護者等が、食事、入浴、排せつ等の介護その他日常生活上の世話や機能訓練を受けるサービスです。

サ 介護予防福祉用具貸与・福祉用具貸与

心身の機能が低下し、日常生活を営むのに支障がある要介護者等の日常生活上の便宜を図るための用具および機能訓練のための用具の貸与が受けられるサービスです。

シ 特定介護予防福祉用具販売・特定福祉用具販売

ポータブルトイレ、特殊尿器、入浴補助具等入浴や排せつに使う用具（厚生労働大臣が定めるもの）の購入費の一部（支給限度額あり）を支給します。

ス 介護予防住宅改修・住宅改修

在宅における住環境の改善を目的とした、段差を解消したり廊下や階段に手すりをつけたりする等の小規模な改修に対して、介護保険から費用の一部（支給限度額あり）を支給します。

セ 介護予防支援・居宅介護支援（ケアマネジメント）

介護予防支援とは、要支援者が介護予防サービスを利用するために、地域包括支援センターの保健師等が行う介護予防サービス計画（介護予防ケアプラン）の作成やサービス提供事業者との連絡調整等の支援を受けるサービスです。

居宅介護支援とは、要介護者が居宅サービスを利用する際に、介護支援専門員（ケアマネジャー）が行う、居宅サービス計画（ケアプラン）の作成やサービス提供事業者との連絡調整等の支援を受けるサービスです。

② 地域密着型介護予防サービス・地域密着型サービス

日々の生活を住み慣れた地域で送ることができるよう、地域密着型サービスを提供します。これは、町が直接事業者を指定し、指導監督も行いながら要支援または要介護と認定された方に提供するサービスです。

ア 介護予防認知症対応型通所介護・認知症対応型通所介護

認知症の方が認知症専門のデイサービス事業所やグループホームに通い、その施設において食事、入浴、排せつ等の介護、その他日常生活上の世話および機能訓練等のサービスを受けるものです。

イ 介護予防小規模多機能型居宅介護・小規模多機能型居宅介護

デイサービスに類する「通い」を中心として、要介護者の様態や希望に応じて随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせ利用できるサービスです。

ウ 介護予防認知症対応型共同生活介護・認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症の方が、5～9人のグループで共同生活を営み、その住居で食事、入浴および排せつ等の介護その他日常生活上の世話や機能訓練等を受けるサービスです。

エ 地域密着型通所介護

利用定員が 18 人以下の小規模な通所介護サービスです。

③ 施設サービス

施設に入所・入院して介護を受けるサービスです。

ア 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

老人福祉法第 20 条の 5 に規定する特別養護老人ホームのうち、入所定員 30 名以上のものであって、この施設に入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、食事、入浴、排せつ等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理等を行うことを目的とする施設です。

イ 介護老人保健施設（老健）

介護保険法第 94 条第 1 項に規定する施設であって、この施設に入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護および機能訓練、その他の必要な医療ならびに日常生活上の世話を行うことを目的とする施設です。

ウ 介護療養型医療施設（療養病床等）

療養型病床群等を有する病院または診療所等であって、入院する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話および機能訓練等の必要な医療を行うことを目的とする施設です。

エ 介護医療院

今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた、新たな介護保険施設です。要介護者に対し、「長期療養のための医療」と「日常生活上の世話（介護）」を一体的に提供するものです。

(2) 地域支援事業

地域の高齢者が要介護・要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合でも、可能な限り地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として地域支援事業を実施します。

① 介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業においては、要支援者又は事業対象者に対して必要な支援を行う介護予防・生活支援サービス事業と、住民主体の介護予防活動の育成及び支援などを行う一般介護予防事業を、地域の実情に合わせて提供していきます。

ア 介護予防・生活支援サービス事業

平成29年4月からの介護予防訪問介護と介護予防通所介護の本事業への移行を踏まえ、訪問型・通所型の介護事業者によるサービスを継続していきます。

● 介護予防訪問型サービス

本人が自力で家事等を行うことが困難であって、家族や地域の支えあいや他の福祉施策等の代替サービスが利用できない場合について、介護福祉士、訪問介護員が家事や入浴、排せつなどの生活の支援を行うサービスです。

● 介護予防通所型サービス

デイサービスセンター等において、生活指導、健康チェック、食事、入浴、送迎などを受けるサービスです。また、選択的に運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能向上等、介護予防に資するサービスを受けることができます。

● 介護予防ケアマネジメント

要支援者又は事業対象者の状況に応じてケアプランを作成し、計画に基づいたサービスが利用できるよう支援をうけられます。

(介護予防ケアマネジメントは地域包括支援センターが行います。)

② 一般介護予防事業（再掲）

地域の高齢者等が要介護状態等となることの予防または要介護状態等となった場合においても可能な限り自立した日常生活を営むことの支援を目的に一般介護予防事業を実施します。介護予防の普及啓発に資する介護予防教室や、介護予防活動の地域展開を目指した事業を実施します。

- 元気はっけん広場
- 介護予防講師派遣事業
- お父さんのためのアンチエイジング講座
- 高齢者健康トレーニング教室
- 寒川町シニアげんきポイント事業
- 高齢者スポーツ大会

③ 包括的支援事業（再掲）

地域包括支援センターを設置することにより、関係機関との連携、社会資源の活用を図りながら、介護サービスだけでなく権利擁護等も含めた包括的・継続的なマネジメント支援を実施します。

また、地域包括ケアシステムの構築を図るため、社会保障充実分として、在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業、地域ケア会議推進事業を実施します。

- 地域包括支援センター運営事業
- 在宅医療介護連携推進事業
- 生活支援体制整備事業
- 認知症総合支援事業
- 地域ケア会議推進事業

④ 任意事業

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心して生活を継続できるようにするため、介護保険事業の運営の安定を図るとともに、被保険者及び家族等を介護する者等に対し、地域の実情に応じて必要な支援を行います。

- 家族介護教室の開催（再掲）
- 徘徊老人のためのSOSネットワーク事業（再掲）
- 成年後見制度利用支援事業（再掲）
- 介護保険住宅改修理由書作成業務支援
- 認知症サポーター養成研修（再掲）
- 介護相談員派遣事業

(3) 必要なサービス量の確保及び質の向上

高齢者やその家庭に対するサービス量の十分な確保に努めるとともに、サービスの質の向上に努めます。

① 地域密着型サービスの整備（指定・監督）

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けていくことができるよう、地域密着型サービスの整備を図ります。

町は、地域密着型サービスについて、サービスの需要を適切に見込み、整備目標を掲げ、必要に応じて事業者の誘致を進めるとともに、事業者の指定・指導・監督を行います。

地域密着型サービス事業者の指定に際しては、人員、設備および運営に関する基準に照らし、各指定申請事業者のサービス運営や内容について適切に審査を行い、介護保険運営協議会での意見を踏まえ、基準に従って適正な事業運営を行うことが可能と考えられる事業者を指定します。この時、町として、サービスの質の確保に留意し、質の高い事業者を指定します。

また、町は、厚生労働大臣が定める報酬および基準を踏まえ、介護保険運営協議会の意見を聴取の上、地域の実情に応じて報酬や基準を設定することができます。

② 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

地域包括支援センターの主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）を中心に、地域の高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、主治医、介護支援専門員（ケアマネジャー）との他職種協働と、地域の関係機関との連携により、包括的・継続的なケア体制の構築を図ります。

また、支援困難ケースへの助言や介護支援専門員のネットワークづくりのコーディネート等を通じて、介護支援専門員の支援を行っていきます。

③ 虐待防止と身体拘束の廃止に向けた取り組み

特別養護老人ホーム等の介護保険施設や、認知症高齢者グループホーム等の居住系サービスを提供する事業所において、高齢者に対する虐待行為や身体拘束等、高齢者の権利と生活の質が脅かされるようなことがないよう、介護相談員の派遣や関係機関との連携強化、相談体制の充実を図り、高齢者の尊厳を保持・支援する取り組みを推進します。

④ 事業者への立ち入り調査の実施

地域密着型サービス以外の介護保険サービスについて、介護保険法第 23 条に基づき、町はサービス事業者に対して、「事業の状況の報告、帳簿書類の提出を命じること」、「出頭を求め、質問をすること」、「立ち入り、施設もしくは帳簿書類その他の物件を検査すること」等を実施し、介護サービスが適切かつ良質なものであるよう、必要に応じて監督をします。また、サービスの提供における契約が適正なものであることを確認していきます。

(4) 円滑なサービスの提供

必要になれば直ちに十分なサービスが利用できるよう、手続きの迅速化及びサービス提供の適正化に努めます。

① 認定審査会委員研修の実施

介護保険制度が円滑に実施されるためには、要介護・要支援者の身体状況を正確に把握し、要介護認定を公正に行っていく必要があります。介護認定審査会の委員は、保健、医療、福祉の専門家により構成されますが、それぞれの専門知識を活かしながら、統一した基準で審査判定されることが求められています。そのため、認定審査会が常に公正に認定が行えるよう、認定審査委員研修を実施しています。

今後も、引続き研修会を開催し、公正で適正かつ円滑に審査判定が行えるよう努めていきます。

② 認定調査員研修の実施

要介護認定申請において、認定申請者を訪問する認定調査業務は、町職員が行っています。訪問調査時に公正かつ公平な調査が行えるよう、認定調査員研修を実施し、調査員のレベルアップに努めていきます。県主催の研修会への出席や、内部研修を開催するなどし、質の高い、均質な調査が行えるよう努めていきます。

③ 事務処理体制の充実

要介護認定の判定結果は、認定申請が出されてから 30 日以内に通知することとされており、認定作業を迅速に行うことが求められています。

神奈川県や近隣自治体との連携のもとに策定した認定処理に係る事務処理マニュアルをもとに、認定審査会との情報連絡体制の整備、人材の配置・充実等、認定事務が円滑に処理できるような体制を構築していますが、今後も、引続き事務処理体制の強化に努め、より迅速な対応を目指します。

④ 住宅改修支援事業

要介護・要支援者の在宅における住環境を改善するための住宅改修について、居宅介護サービス計画費又は居宅支援サービス計画費の支給を受けていない居宅介護支援事業者が理由書を作成した場合、手数料を支払うことにより、介護支援専門員を支援します。

⑤ 介護給付適正化への取り組み

保険者として、国の示す「介護給付適正化計画」の指針を基に、介護サービスの質の向上、不適切な給付の削減を図るため、適正化事業に努めます。

具体的には、「要介護認定の適正化」、「サービス計画の点検」、「住宅改修の点検」、「医療情報との突合・縦覧点検」、「介護給付費通知」の5事業と神奈川県国民健康保険団体連合会の、介護給付適正化システムにおける給付実績の活用を実施していきます。住宅改修の点検は、今次においても申請内容と改修後の状態にずれがないか等適正に行われているか全件点検実施を目標とします。また、要介護認定の適正化のため認定調査員のレベルアップのための内部研修を年に1回以上実施を目標とします。

⑥ 「介護サービス情報公表」のための情報提供

介護保険サービスについて、利用者が事業者を選択しようと思っても、それに資する情報がなければ不可能です。

町では「かながわ福祉サービス振興会」で管理、運営する「介護情報サービスかながわ」に参加し、介護保険で利用できる指定事業所や施設等の評価や空き情報を提供しています。

⑦ 介護サービス等に関する苦情処理

介護サービス等に関する苦情については、居宅介護支援事業者、高齢介護課、地域包括支援センターが受付窓口となり、内容によっては、神奈川県や国民健康保険団体連合会等の関係機関との連携のもと対応します。

「保険給付に関する事項」、「保険料その他徴収金に関する事項」については、町からの説明を受けても不服等がある場合には神奈川県の介護保険審査会に審査請求をすることができます。

⑧ 介護相談員派遣実施事業

苦情の早期発見と対応の仕組みの一環として、町から介護保険サービス提供事業所に介護相談員を派遣し、中立的な立場で利用者あるいは従業員と面談し、苦情等の対処、改善に努めるものです。

より多くのサービス事業所に介護相談員を派遣できるよう努めます。また、介護相談員自身のスキルアップを目的として、研修の機会を設けます。





第5章

介護サービスなどの見込み量の算定

1 介護保険事業の対象者数の推計

本町における被保険者数及び要支援・要介護認定者数の見込みは、以下のとおり見込まれます。高齢者の増加に伴い、要支援・要介護認定者数も増加傾向で推移します。

(1) 被保険者数の推計

【被保険者数の推計】

(単位：人)

区 分	実 績			推 計		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
総数	28,079	28,492	28,875	29,214	29,539	29,813
第1号被保険者数	11,859	12,271	12,703	13,069	13,312	13,515
第2号被保険者数	16,220	16,221	16,172	16,145	16,227	16,298

(2) 要介護（要支援）認定者数等の推計（再掲）

【要介護（要支援）認定者数の推計】

(単位：人)

区 分	実 績			推 計		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
要支援 1	141	150	172	148	149	155
要支援 2	157	167	205	212	239	267
要介護 1	351	353	419	522	614	711
要介護 2	259	300	290	313	316	318
要介護 3	223	237	249	250	265	280
要介護 4	215	227	258	251	263	278
要介護 5	162	167	173	177	184	190
合 計	1,508	1,601	1,766	1,873	2,030	2,199

2 介護保険サービス等の見込み

(1) 居宅サービス・居宅介護予防サービス

① 訪問介護

訪問介護員が居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの身体介護や調理、洗濯その他の日常生活上の援助などを行うサービスです。

区 分 等		実績			見込み量		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護給付	回/月	5,464	5,477	6,265	7,613	7,843	8,525
	人/月	237	238	272	341	365	411

② 訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護

訪問介護員と看護師などが寝たきりの方などの居宅を移動入浴車で訪問し、特殊浴槽を居宅に持ち込んで入浴の介助を行うサービスです。

区 分 等		実績			見込み量		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
予防給付	回/月	1	1	0	0	0	0
	人/月	1	1	0	0	0	0
介護給付	回/月	218	212	213	226	271	289
	人/月	38	37	38	38	46	49

③ 訪問看護、介護予防訪問看護

看護師などが居宅を訪問し、主治医と連携をとりながら病状の観察や床ずれの手当て、看護業務の一環としてのリハビリテーションなどを行うサービスです。

区 分 等		実績			見込み量		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
予防給付	回/月	71	100	156	209	242	287
	人/月	15	16	22	30	34	40
介護給付	回/月	795	944	1,227	1,516	2,053	2,206
	人/月	136	140	167	206	281	304

④ 訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などが居宅を訪問し、主治医と連携をとりながら日常生活の自立を助けるためのリハビリテーションを行うサービスです。

区 分 等		実績			見込み量		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
予防給付	回/月	10	9	0	16	16	16
	人/月	1	1	0	2	2	2
介護給付	回/月	146	139	186	176	186	220
	人/月	14	11	17	15	16	19

⑤ 居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行うサービスです。

区 分 等		実績			見込み量		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
予防給付	人/月	9	11	12	18	18	18
介護給付	人/月	161	161	186	227	241	262

⑥ 通所介護（デイサービス）

通所介護施設に通い、食事、入浴の提供や、日常生活動作訓練、レクリエーションなどを行うサービスです。

区 分 等		実績			見込み量		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護給付	回/月	2,959	2,181	2,566	3,021	3,434	3,820
	人/月	307	236	294	333	381	426

⑦ 通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設、医療機関に通い、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などによる日常生活の自立を助けるためのリハビリテーションを行うサービスです。

区 分 等		実績			見込み量		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
予防給付	回/月	103	100	127	164	178	178
	人/月	17	17	19	17	26	28
介護給付	回/月	993	1,026	1,096	1,308	1,426	1,577
	人/月	115	125	131	156	170	188

⑧ 短期入所生活介護（ショートステイ）、介護予防短期入所生活介護

短期入所施設に入所して、入浴、排せつ、食事などの介護やその他日常生活上の援助、機能訓練などを行うサービスです。

区 分 等		実績			見込み量		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
予防給付	日/月	4	7	8	8	8	8
	人/月	1	2	3	2	2	2
介護給付	日/月	759	694	677	769	930	1,017
	人/月	90	90	83	92	112	123

⑨ 短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護

介護老人保健施設に短期間入所して、看護、医学的管理の下における介護、機能訓練その他の必要な医療、日常生活上の援助などを行うサービスです。

区 分 等		実績			見込み量		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
予防給付	日/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
介護給付	日/月	24	86	193	152	337	361
	人/月	4	10	28	21	51	57

⑩ 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム、ケアハウスなどの入居者に対し、介護サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護やその他日常生活上の援助などを行うサービスです。

区 分 等		実績			見込み量		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
予防給付	人/月	10	10	10	12	16	20
介護給付	人/月	64	62	62	68	70	71

⑪ 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

車椅子、特殊ベッドなど、日常生活の自立を助けるための福祉用具を貸し出すサービスです。

区 分 等		実績			見込み量		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
予防給付	人/月	62	83	89	105	117	127
介護給付	人/月	428	462	513	570	631	689

⑫ 特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売

入浴や排せつなどに使われる特定福祉用具の購入費を支給します。

区 分 等		実績			見込み量		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
予防給付	人/月	3	3	4	5	6	7
介護給付	人/月	11	11	15	17	23	26

⑬ 住宅改修、介護予防住宅改修

居宅の手すりの取付けや段差の解消などの小規模な改修費用を支給します。

区 分 等		実績			見込み量		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
予防給付	人/月	2	3	2	5	6	7
介護給付	人/月	6	8	6	10	11	12

⑭ 介護予防支援、居宅介護支援

介護支援専門員（ケアマネジャー。介護予防支援にあつては保健師など）がケアプランを作成し、ケアプランに基づき介護サービスの提供が確保されるよう、介護サービス事業所との連絡調整を行います。

区 分 等		実績			見込み量		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
予防給付	人/月	176	197	188	161	232	251
介護給付	人/月	647	705	820	910	1,044	1,144

(2) 地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス

① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

訪問介護員、看護師などが1日複数回定期的に、または通報を受けて随時居宅を訪問し、介護サービスと看護サービスとを一体的に提供するサービスです。

第6次計画において、サービスを開始する見込みでありましたが、期間中に町内で本サービス提供を実施する事業者がありませんでした。今後は、時機を見て公募を行い、事業者から町内でサービス提供を希望する申出があった場合、対応を行います。

② 認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護

認知症の方を対象に認知症専門のケアを提供する通所介護サービスです。

区 分 等		実績			見込み量		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
予防給付	日/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
介護給付	日/月	209	168	137	190	200	229
	人/月	21	18	15	20	21	24

③ 小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護

通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問系のサービスや泊まりのサービスを組み合わせ提供する多機能サービスです。

区 分 等		実績			見込み量		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
予防給付	人/月	0	0	0	1	1	1
介護給付	人/月	14	16	19	19	28	28

④ 認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護

介護が必要な認知症の方が5～9人で共同生活をする場で、家庭的な環境のもとで入浴、排せつ、食事などの介護やその他日常生活上の援助、機能訓練などを行うサービスです。

区 分 等		実績			見込み量		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
予防給付	人/月	0	1	0	0	0	0
介護給付	人/月	32	31	34	36	38	40

⑤ 地域密着型通所介護

利用定員が18人以下の小規模な通所介護サービスです。

通所介護を提供する事業所のうち、利用定員18人以下の事業所が平成28年4月より移行しています。

区 分 等		実績			見込み量		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護給付	日/月	—	1,088	982	1,123	1,311	1,460
	人/月	—	127	120	133	158	177

※地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービスの他のサービスについては、本計画期間については必要数がないため、必要利用定員総数及びサービス見込量についても記載していません。

(3) 施設サービス

① 介護老人福祉施設

常時介護が必要で居宅での介護が困難な方が入所して、入浴、排せつ、食事などの介護やその他日常生活上の援助、機能訓練、健康管理などを行うサービスです。

区 分 等		実績			見込み量		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護給付	人/月	115	137	177	202	230	262

② 介護老人保健施設

病状が安定し自宅へ戻ることができるようリハビリテーションに重点をおいた医療ケアが必要な方が入所して、医学的管理下での介護、機能訓練などを行うサービスです。

区 分 等		実績			見込み量		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護給付	人/月	103	108	115	131	138	148

③ 介護療養型医療施設

急性期の治療が終わり、継続的に医療サービスを受けながら長期の療養を必要とする方が入所して、療養上の管理、看護、機能訓練などを行うサービスです。平成 35 年度末に廃止の予定です。

区 分 等		実績			見込み量		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護給付	人/月	10	10	7	8	8	5

④ 介護医療院

今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた、新たな介護保険施設です。要介護者に対し、「長期療養のための医療」と「日常生活上の世話（介護）」を一体的に提供します。

区 分 等		実績			見込み量		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護給付	人/月	—	—	—	0	0	3

(4) 介護予防・生活支援サービス事業

① 介護予防訪問型サービス

地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業で実施される、旧介護予防訪問介護と同等のサービスです。

区 分 等		実績			見込み量		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
地域支援	人/月	—	—	80	82	89	97

② 介護予防通所型サービス

地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業で実施される、旧介護予防通所介護と同等のサービスです。

区 分 等		実績			見込み量		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
地域支援	人/月	—	—	77	79	86	95

③ 介護予防ケアマネジメント

地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業で実施される、要支援者又は事業対象者に対するケアマネジメントです。

区 分 等		実績			見込み量		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
地域支援	人/月	—	—	157	159	173	190

※平成 29 年度は予防給付との合計見込み

(5) 介護・福祉基盤の整備

介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができ、サービスの供給が安定的に確保されるよう、施設・居住系サービスの充実の整備を図ります。

本計画期間中における、介護・福祉基盤の整備計画は次のとおりとなります。

① 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

平成 27 年度に 40 床の増床が図られ、平成 29 年度現在で、3 施設 154 床が開設されています。本計画期間中に短期入所生活介護分から一部転換し増床します。

区 分	実績			見込み量		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
か所数	2	3	3	3	3	3
定員数	114	154	154	167	167	167

② 介護老人保健施設

平成 29 年度現在で、1 施設 90 床の施設が開設されています。本計画期間における新規開設の予定はありません。

区 分	実績			見込み量		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
か所数	1	1	1	1	1	1
定員数	90	90	90	90	90	90

③ 養護老人ホーム

平成 29 年度現在で、1 施設 100 床の施設が開設されています。本計画期間における新規開設の予定はありません。また、既存の施設は藤沢市、茅ヶ崎市および町の 2 市 1 町が出資する「湘南広域社会福祉協会」が運営する養護老人ホーム『湘風園』となっています。当施設については施設の老朽化が進んでおり、建て替え等を含めた再整備の検討を行っていきます。

区 分	実績			見込み量		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
か所数	1	1	1	1	1	1
定員数	100	100	100	100	100	100

④ 認知症高齢者グループホーム（認知症対応型共同生活介護事業所）

平成 29 年度現在で 2 事業所 35 床が開設されています。本計画期間における新規開設の予定はありません。

区 分	実績			見込み量		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
か所数	2	2	2	2	2	2
定員数	35	35	35	35	35	35

⑤ 有料老人ホーム

平成 27 年度に介護専用型以外の特定施設 1 施設 48 床が新規開設され、平成 29 年度現在で、7 施設 262 床が開設されています。本計画期間における新規開設の予定はありません。

区 分	実績			見込み量		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
か所数	7	7	7	7	7	7
定員数	262	262	262	262	262	262
うち介護専用以外の特定施設入居者生活介護事業所						
か所数	4	4	4	4	4	4
定員数	205	205	205	205	205	205
住宅・健康型						
か所数	3	3	3	3	3	3
定員数	57	57	57	57	57	57

⑥ 老人福祉センター

老人福祉センターの機能を併せ持つ施設として、町には北部・南部文化福祉会館、ふれあいセンターの 3 か所があり、今後もこれらを維持していきます。

区 分	実績			見込み量		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
か所数	3	3	3	3	3	3

3 介護保険給付費見込み量の推計

第1号被保険者の保険料を算定する基礎となる介護保険給付費の見込み量は次のとおりです。

【居宅介護・地域密着型介護・施設介護サービス給付費の見込み】

(単位：千円)

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
(1) 居宅サービス			
訪問介護	246,985	255,187	277,982
訪問入浴介護	33,395	40,048	42,739
訪問看護	96,067	129,443	138,388
訪問リハビリテーション	6,384	6,759	7,992
居宅療養管理指導	30,823	32,975	36,041
通所介護	290,781	326,751	359,922
通所リハビリテーション	148,573	160,146	175,347
短期入所生活介護	76,627	92,339	100,406
短期入所療養介護（老健）	19,926	43,966	46,955
短期入所療養介護（病院等）	0	0	0
福祉用具貸与	90,850	97,785	103,802
特定福祉用具購入費	5,514	7,487	8,466
住宅改修費	10,929	11,679	12,778
特定施設入居者生活介護	141,988	145,529	146,981
(2) 地域密着型サービス			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0
認知症対応型通所介護	29,616	30,955	35,093
小規模多機能型居宅介護	51,039	70,525	70,525
認知症対応型共同生活介護	104,487	110,475	116,267
地域密着型通所介護	108,684	123,943	136,407
(3) 施設サービス			
介護老人福祉施設	613,057	696,870	793,348
介護老人保健施設	435,710	459,051	493,096
介護医療院	0	0	13,506
介護療養型医療施設	34,154	34,169	20,663
(4) 居宅介護支援	147,425	168,128	183,007
合計	2,723,014	3,044,210	3,319,711

【介護予防・地域密着型介護予防サービス給付費の見込み】

(単位：千円)

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
(１) 介護予防サービス			
介護予防訪問入浴介護	0	0	0
介護予防訪問看護	9,675	11,154	13,227
介護予防訪問リハビリテーション	557	557	557
介護予防居宅療養管理指導	2,100	2,110	2,110
介護予防通所リハビリテーション	7,161	11,140	11,937
介護予防短期入所生活介護	616	616	616
介護予防短期入所療養介護（老健）	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（病院等）	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	6,551	7,329	7,977
特定介護予防福祉用具購入費	1,323	1,592	1,862
介護予防住宅改修	5,286	6,278	7,271
介護予防特定施設入居者生活介護	8,410	12,718	16,022
(２) 地域密着型介護予防サービス			
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	947	947	947
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0
(３) 介護予防支援	8,905	12,836	13,885
合計	51,531	67,277	76,411

各サービスの見込量を基にした、本計画期間内の介護保険給付費及び地域支援事業費の見込みは、次のとおりです。

【標準給付費の見込み】

(単位：千円)

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
総給付費（一定以上所得者負担の調整後）	2, 772, 316	3, 145, 321	3, 474, 180
特定入所者介護サービス費等給付額（資産等勘案調整後）	70, 781	76, 713	83, 104
高額介護サービス費等給付額	60, 663	65, 747	71, 224
高額医療合算介護サービス費等給付額	9, 499	10, 296	11, 154
算定対象審査支払手数料	1, 927	2, 400	2, 544

【地域支援事業費の見込み】

(単位：千円)

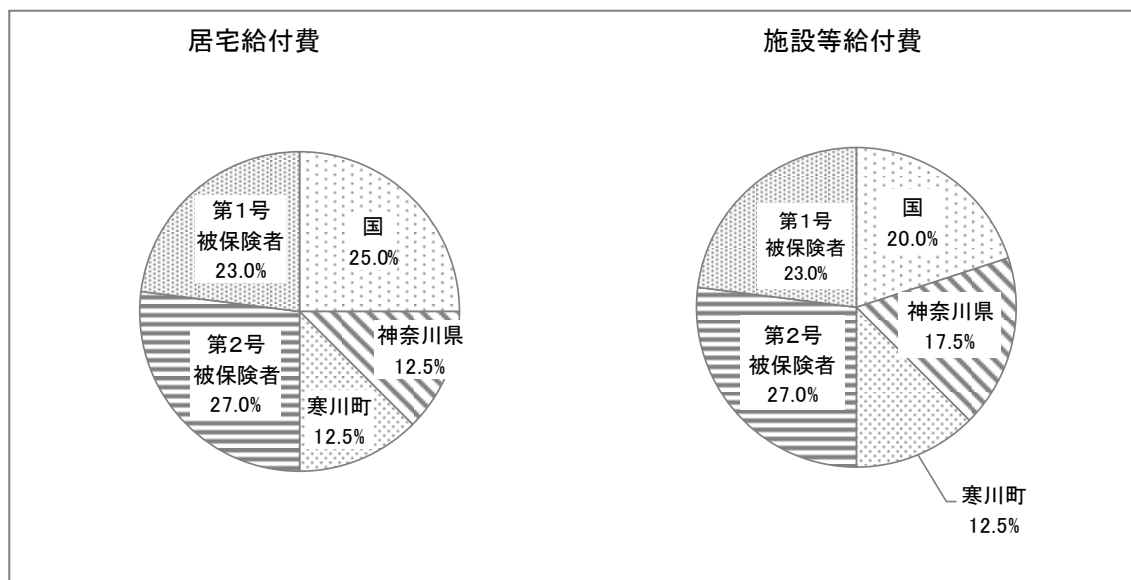
区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
地域支援事業費	128, 474	135, 087	141, 955
介護予防・日常生活支援総合事業費	75, 768	81, 738	88, 412
包括的支援事業・任意事業費	52, 706	53, 349	53, 543

4 介護保険料

(1) 介護保険の財源

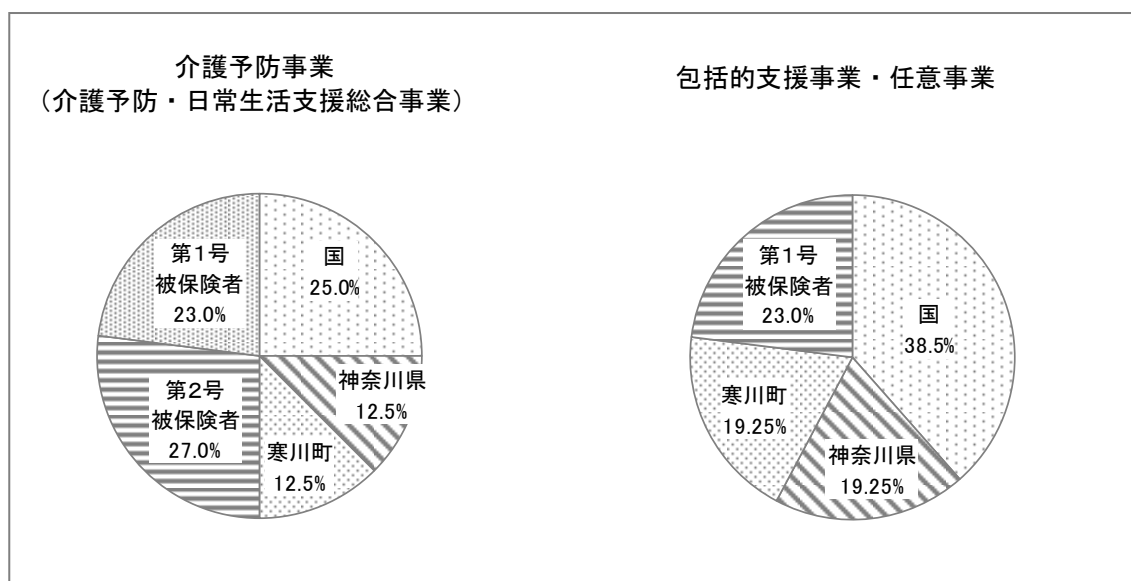
介護保険の財源は、第1号被保険者の保険料のほか、第2号被保険者の保険料、国・県・町の負担金、によって構成されます。

【介護給付費の財源構成】



※国は調整交付金を含む割合です。

【地域支援事業の財源構成】



(2) 介護保険料算出の手順

① 保険給付費（標準給付費）の算出

平成 30 年度～32 年度における保険給付費（標準給付費）を算出します。

② 地域支援事業費の算出

平成 30 年度～32 年度における地域支援事業費を算出します。

③ 保険料収納必要額の算出

(ア) 第 1 号被保険者負担分相当額の算出

平成 30 年度～32 年度における第 1 号被保険者負担分相当額は①と②の合計金額の 23%となります。

(イ) 調整交付金の算出

調整交付金は、各市町村間における第 1 号被保険者のうち、75 歳以上の方の割合及び所得段階別割合の格差による、介護保険財政の不均衡を是正するため交付されます。寒川町においては、過去の実績から、調整交付金相当額 505,189 千円のうち 72,688 千円の交付を見込みます。

(ウ) 介護給付費等準備基金取崩額の算出

介護給付費等準備基金とは、各計画期間における保険料の剰余分を積み立て、当該及び次期計画期間において、介護保険給付費の財源に充てるために活用する基金です。

第 7 期計画期間(平成 30 年度～32 年度)では、3 億 1 千万円の取崩を見込みます。

(エ) 保険料収納必要額の算出

(ア) ～ (ウ) の数字を基に保険料収納必要額を算出します。

(ア) 第 1 号被保険者 負担分相当額 2,360,579 千円	+	(イ) 調整交付金相当額 － 交付見込み額 432,501 千円	－	(ウ) 介護給付費等 準備基金取崩額 310,000 千円
				=
				保険料収納必要額 2,483,080 千円

④ 予定保険料収納率の設定

平成 30 年度～32 年度の予定保険料収納率は、97.0%を見込んでいます。

⑤ 第 1 号被保険者数の推計

介護保険料を負担する第 1 号被保険者数を推計し、所得段階別の加入割合を勘案し補正します。

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	合計
第 1 号被保険者数	13,596	13,847	14,058	41,501

⑥ 第 1 号被保険者の保険料基準額（年額・月額）の算出

保険料収納必要額を予定保険料収納率と所得段階別加入割合補正後の第 1 号被保険者数で除算し、保険料基準額（年額）を算出します。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{保険料基準額} \\ \text{（年額）} \\ \hline 61,682 \text{ 円} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{③ 保険料} \\ \text{収納必要額} \\ \hline 2,483,080 \text{ 千円} \\ \hline \end{array} \div \begin{array}{|c|} \hline \text{④ 予定保険料} \\ \text{収納率} \\ \hline 97.0\% \\ \hline \end{array} \div \begin{array}{|c|} \hline \text{⑤ 所得段階別加入割} \\ \text{合補正後被保険者数} \\ \hline 41,501 \text{ 人} \\ \hline \end{array}$$

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{保険料基準額} \\ \text{（月額）} \\ \hline 5,140 \text{ 円} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{保険料基準額} \\ \text{（年額）} \\ \hline 61,682 \text{ 円} \\ \hline \end{array} \div \begin{array}{|c|} \hline 12 \text{ か月} \\ \hline \end{array}$$

(3) 保険料の段階

所得段階別保険料については、第6次計画と同様の10段階にし、負担能力に応じた保険料を設定します。

所得段階別保険料

(基準年額61,680円 / 基準月額5,140円)

区分	対象となる方	介護保険料 (年額)	基準額×割合
第1段階	生活保護受給者、市町村民税世帯非課税で高齢福祉年金受給者または市町村民税世帯非課税で前年の公的年金等収入金額と合計所得金額(年金収入に係る所得を除く)の合計額が80万円以下の人	30,840円 (27,760円)	0.50 (0.45)
第2段階	市町村民税世帯非課税で前年の公的年金等収入金額と合計所得金額(年金収入に係る所得を除く)の合計額が80万円を超えて120万円以下の人	43,170円	0.70
第3段階	市町村民税世帯非課税で前年の公的年金等収入金額と合計所得金額(年金収入に係る所得を除く)の合計額が120万円を超える人	46,260円	0.75
第4段階	市町村民税本人非課税、世帯課税で前年の公的年金等収入金額と合計所得金額(年金収入に係る所得を除く)の合計額が80万円以下の人	55,510円	0.90
第5段階	市町村民税本人非課税、世帯課税で前年の公的年金等収入金額と合計所得金額(年金収入に係る所得を除く)の合計額が80万円を超える人	61,680円	1.00 (標準)
第6段階	市町村民税本人課税(前年の合計所得金額125万円未満)	70,930円	1.15
第7段階	市町村民税本人課税(前年の合計所得金額125万円以上200万円未満)	77,100円	1.25
第8段階	市町村民税本人課税(前年の合計所得金額200万円以上400万円未満)	92,520円	1.50
第9段階	市町村民税本人課税(前年の合計所得金額400万円以上800万円未満)	107,940円	1.75
第10段階	市町村民税本人課税(前年の合計所得金額800万円以上)	123,360円	2.00

第1段階の()書きは公費による軽減後の額で、実際に負担していただく額です。

本計画期間中に第1～第3段階までの保険料率は公費負担により引き下げが予定されています。

5 支払い負担の軽減

介護保険を利用される方等に対し、一定条件のもと支払負担の緩和を図ります。

(1) 介護保険料の弾力化

本来、第1号被保険者の介護保険料は、負担能力に応じた負担を求める観点から課税状況等に応じて段階別に設定されています。

町では低所得者への配慮として、国基準により認められている一部の保険料段階を弾力化（軽減）します。世帯全員が市町村民税非課税世帯については、負担能力に応じた保険料減免を行い、減免分は公費から補てんされます。

(2) 特定入所者介護サービス費

町民税非課税世帯の要介護者が介護保険施設（短期入所生活介護含む）に入所（入院）したときに、食費・居住費（滞在費）の利用者負担は所得に応じた一定額（負担限度額）となり、負担の軽減が図られます。利用者に負担していただく負担限度額は次のとおりです。

利用者負担段階	対象者	居住費の上限額(日額)					食費の上限額 (日額)
		ユニット 型個室	ユニット 型準個室	従来型個室		多床室	ユニット型個室・ ユニット型準個室・ 従来型個室・多床室
				老健・ 療養等	特養等		
1	老齢福祉年金受給者で世帯全員(世帯分離している配偶者を含む)が住民税非課税生活保護の受給者等	820 円	490 円	490 円	320 円	0 円	300 円
2	世帯全員(世帯分離している配偶者を含む)が住民税非課税で課税年金収入額と非課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	820 円	490 円	490 円	420 円	370 円	390 円
3	世帯全員(世帯分離している配偶者を含む)が住民税非課税で上記2に該当しない方	1,310 円	1,310 円	1,310 円	820 円	370 円	650 円

※上記段階すべてにおいて預貯金等が単身で1,000万円(夫婦で2,000万円)以下

(3) 障がい者ホームヘルプサービス利用対象者に対する 訪問介護利用料減免制度

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律によるホームヘルプサービスの利用において境界層該当として定率負担額が0円となっていた人で、次の障がい者ホームヘルプサービス利用対象者に該当される方は、利用者負担が全額免除となります。

1	65歳に到達する前1年間に、障がい者施策によりホームヘルプサービスを利用していた方で、65歳になって介護保険の対象者となられた方
2	特定疾病によって生じた障がいが原因で要介護（要支援）と認定された40歳から64歳までの方

(4) 社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る 利用者負担軽減制度

低所得で生計困難な利用者に対し、介護保険の一部のサービスを提供する社会福祉法人がその社会的役割として利用者負担を軽減することにより、介護保険サービスの利用促進を図ることを目的とする制度です。対象となるのは、以下の要件の全てを満たす方で、収入や世帯の状況、利用者負担等を総合的に勘案し、生計が困難な方として町が認めた場合に限られます。

1	年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が一人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。
2	預貯金の額が単身世帯で350万円、世帯員が一人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。
3	日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。
4	負担能力のある親族等に扶養されていないこと。
5	介護保険料を滞納していないこと。

(5) 高額介護（介護予防）サービス費

介護保険（介護予防）サービス利用料の自己負担額（1～3割）の合計が上限額を超えた場合に、その超えた分を町が負担する制度です。月額の上限額は、所得区分に応じて設定されています。

利用者負担段階区分	上限額（世帯合計）
現役並み所得相当	44,400 円
一般世帯（住民税課税者がいる世帯）※	44,400 円
住民税世帯非課税	24,600 円
前年の合計所得金額と公的年金収入額の合計が 80 万円以下の方等	（個人）15,000 円
生活保護の受給者等	（個人）15,000 円

※世帯の所得状況等により年間上限の時限措置があります。

(6) 高額医療合算介護（介護予防）サービス費

世帯内の同一の医療保険（健康保険や国民健康保険、後期高齢者医療制度等）の加入者について、1 年間に「医療保険」と「介護保険」の両方に自己負担があり、その自己負担の合計が「高額医療・高額介護合算療養費制度」の限度額を超えた場合に、申請によって超えた金額が支給されます。それぞれ、高額介護サービス費や高額療養費（および付加給付）を受けられる場合は、その支給額を控除してなお残る負担額が対象となります。

介護保険で合算対象となる利用者負担額とは、高額介護サービス費等と同じ範囲の負担（1～3割）の額です。自己負担限度額は、世帯員の年齢や所得によって細かく設定されています。この所得区分は、医療保険・後期高齢者医療の高額療養費の所得区分と同様です。年額を計算する 1 年間の期間は、毎年 8 月 1 日～翌年 7 月 31 日です。

6 支払い負担の公平化

65 歳以上被保険者のうち、一定以上の所得のある方は、2 割または 3 割の利用者負担となります。所得の水準については、政令により定められます。

これは、保険料の上昇を抑えること、現役世代の過度な負担を避けること、そして、高齢者世代内での負担の公平化を図っていくために実施されるものです。3 割負担は、平成 30 年 8 月施行を予定しています。



計画の推進体制

1 関係機関等との連携

① 庁内推進体制の整備

各種施策の総合的かつ効果的な実現を図るため、庁内関係各課間の相互連携を強化し、計画の推進体制を整備します。

② 関係機関との協議

計画の円滑な遂行にあたって、社会福祉協議会・民生委員児童委員・福祉・医療・保健関係者・警察等の関係機関との連携を図り、高齢者や家族のニーズに即した総合的かつ効果的な高齢者施策の展開が図れるよう体制の強化に努めます。

③ 国・県・他市町村との連携

近隣市町村や県と密接に連携して、広域的取り組みの必要な事業を推進していきます。また、高齢者を巡る諸問題について、他市町村や県と連絡を取り合うことに努め、本計画の深化を図ります。

計画を推進していくにあたっては、県や国の役割も大きな位置を占めることから、必要に応じて、県や国に対して各種の要望を発信していきます。

2 計画の進捗管理及び評価

本計画の介護保険事業計画についての進捗管理については、介護保険運営協議会を中心にを行います。介護保険運営協議会は、保健・医療・福祉の専門家や学識経験者、サービス事業者さらに被保険者や介護に携わる町民等、高齢者の介護、保健、福祉に関わる本計画全体の進捗状況を多角的に検討できる構成員とし、地域の保健・医療・福祉の関係委員の意見等を反映させつつ進捗管理を行います。

また、本計画の評価については、介護保険運営協議会以外にも、一部、寒川町生活支援・介護予防サービス基盤整備推進会議で行います。地域における介護予防及び生活支援についての関係者等で構成される推進会議において、計画の該当部分を評価することで、より適切な計画の管理を行います。

(1) 計画の評価指標

PDCA サイクルの考えに基づき年 1 回、基本目標ごとに定めた指標について点検や評価を行い、必要に応じて事業を見直し、効果的な計画となるように努めていきます。

① 「地域包括ケアシステムの充実」の評価指標

地域支援事業における、包括的支援事業の社会保障充実分（在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業、地域ケア会議推進事業）の事業実績を評価指標とします。それぞれの取り組みについて、その手法、進捗の度合いなどについて、町介護保険運営協議会で評価します。

② 「健康保持・介護予防の推進」の評価指標

9 月末時点の新規要介護等認定者数の前年同日比の伸びを評価指標とします。また一般介護予防教室への参加者数も踏まえて、寒川町生活支援・介護予防サービス基盤整備推進会議で評価し、町介護保険運営協議会において評価します。

③ 「高齢者の地域生活支援の充実」の評価指標

高齢者の日常生活を支援する高齢介護課の各種事業の実績を評価指標として設定します。また、それら事業の実績を踏まえた上で、日常生活を支援する体制が整備されているかを、寒川町生活支援・介護予防サービス基盤整備推進会議で、提供する支援の種類や地域のニーズなども考慮しながら評価します。

④ 「高齢者の社会参加の促進」の評価指標

高齢者の社会参加の促進を図る組織として主なものは、寒川町シルバー人材センターと寒川町シニアクラブ連合会の各単位クラブがあり、町はそれら組織の支援を行うことで高齢者の社会参加を促進する環境の整備を図ります。そのため、高齢者の社会参加の促進を測るための指標としては、その2つの組織の活動実績を評価指標として設定し、寒川町生活支援・介護予防サービス基盤整備推進会議で評価します。

⑤ 「介護保険サービスの適切な運営」の評価指標

各年度の見込み量の範囲内で給付、事業ができたかどうかを指標とします。これについては町介護保険運営協議会において具体の数字とその誤差を見ながら評価します。



資料編

1 寒川町高齢者保健福祉計画等見直し検討委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、寒川町高齢者保健福祉計画等見直し検討委員会の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8に規定する高齢者保健福祉計画及び介護保険法（平成9年法律第123号）第117条に規定する介護保険事業計画（以下「高齢者保健福祉計画等」と総称する。）の見直しを行うため、寒川町高齢者保健福祉計画等見直し検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第3条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 高齢者保健福祉計画等の見直しに関すること。
- (2) その他委員会の目的達成に必要な事項

(組織)

第4条 委員会は、委員12人以内をもって組織する。

(委員)

第5条 委員は、高齢者保健福祉計画等の見直しの実施ごとに、次に掲げる団体等から町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者1人
- (2) 一般社団法人茅ヶ崎医師会1人
- (3) 一般社団法人茅ヶ崎歯科医師会1人
- (4) 一般社団法人茅ヶ崎寒川薬剤師会1人
- (5) 福祉施設1人
- (6) 寒川町自治会長連絡協議会1人
- (7) 寒川町シニアクラブ連合会1人
- (8) 寒川町婦人会1人
- (9) 社会福祉法人寒川町社会福祉協議会1人
- (10) 寒川町民生委員児童委員協議会1人
- (11) 神奈川県平塚保健福祉事務所1人
- (12) 公募の町民1人

2 欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員の任期は、高齢者保健福祉計画等の見直しが終了した日に満了するものとする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会の会議)

第7条 委員会の会議は、必要に応じ委員長が召集し、その議長となる。

(意見の聴取)

第8条 委員会は、会議の運営上必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させて説明又は意見を聴くことができる。

(結果の報告)

第9条 委員長は、会議が終了したときには、速やかに会議の結果を町長に報告しなければならない。

(秘密の保持)

第10条 委員は、職務上知り得た個人の情報その他秘密にすべき事項を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、福祉部高齢介護課において処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

2 寒川町高齢者保健福祉計画等見直し検討委員会委員名簿

選出区分（所属）	氏 名	備 考
学識経験を有する者	長崎 悟	委員長
一般社団法人茅ヶ崎医師会	高山 慶一郎	
一般社団法人茅ヶ崎歯科医師会	藤澤 修一	
一般社団法人茅ヶ崎寒川薬剤師会	立ヶ谷 昌明	
福祉施設	三澤 京子	
町自治会長連絡協議会	猿渡 修悟	
町シニアクラブ連合会	中間 鐵郎	副委員長
町婦人会	永井 榮子	
社会福祉法人寒川町社会福祉協議会	浅野 瑠水	
町民生委員児童委員協議会	新保 千代美	
神奈川県平塚保健福祉事務所	鈴木 利明	
公募の町民	—	

3 寒川町高齢者保健福祉計画等見直し検討委員会開催状況

回	開催日	議 題
第 1 回	平成 29 年 7 月 18 日	○寒川町の高齢者状況について ○介護保険制度見直しの方向性について ○第 7 次寒川町高齢者保健福祉計画の策定について
第 2 回	平成 29 年 11 月 9 日	○介護保険事業所アンケート結果報告 ○第 1 章 計画の策定にあたって ○第 2 章 高齢者の現状と見通し ○第 3 章 計画の基本的な考え方 ○第 4 章 施策の展開 ○第 5 章 介護サービスなどの見込み量の算定 ○第 6 章 計画の推進体制
第 3 回	平成 30 年 2 月 1 日	○保険料の算出結果について ○計画最終案の承認について

寒川町
第7次高齢者保健福祉計画
(介護保険事業計画)

発行年月／平成30年3月

発 行／寒川町

編 集／寒川町 福祉部 高齢介護課

〒253-0196

高座郡寒川町宮山165番地

TEL 0467 (74) 1111 (代表)